

1. 会 議 名 予算特別委員会

2. 日 時 平成26年3月12日(水)

午前10時00分開会

午後 3時36分閉会

3. 場 所 議場

4. 出席委員 岩崎健二委員長、竹原恵美副委員長、出口徹裕委員、  
仮屋園一徳委員、石澤正彰委員、松元薫久委員、牛之濱由美委員、  
濱崎國治委員、野畑直委員、大田重男委員、牟田学委員、  
木下孝行委員、鳥飼光明委員、山田勝委員、中面幸人委員

5. 事務局職員 議事係長 牟田 昇、議事係 寺地 英兼

6. 説 明 員

・議会事務局	・消防係
局長 松崎 裕介 君	参事 花田 清治 君
次長 柳原 一夫 君	係長 堀切 潤一 君
・監査事務局	・税務課
局長 堂之下 力 君	課長 川畑 宏之 君
	参事 永野 聖 君
・選挙管理委員会事務局	課長補佐 前田 武三 君
局長 堂之下 力 君	係長 菌畑 雄二 君
係長 新町 博行 君	係長 大下本 護 君
・会計課	・企画調整課
課長 松永 正美 君	課長 花木 雅昭 君
係長 中川 洋一 君	課長補佐 山元 正彦 君
・総務課	・生きがい対策課
課長 上野 正順 君	課長 堂之下 浩子 君
課長補佐 中野 貴文 君	課長補佐 川畑 幸博 君
主幹 尾塚 禎久 君	主幹 濱崎 良一 君
係長 中園 修 君	主幹 中野 登代子 君
係長 園田 豊 君	係長 勢屋 伸一 君
	係長 牛濱 美紀 君
	係長 猿楽 浩士 君

7. 会議に付した事件

- ・議案第23号 平成26年度阿久根市一般会計予算
- ・議案第26号 平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

8. 議事の経過概要

別紙のとおり

## 審査の経過概要

### 予算特別委員長(岩崎健二委員)

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

去る3月5日の本会議において、本予算特別委員会に付託されました案件は、議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算、議案第24号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計予算、議案第25号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計予算、議案第26号、平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計予算、議案第27号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計予算、議案第28号、平成26年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号、平成26年度阿久根市水道事業会計予算、以上7件であります。

初めに本委員会の日程については、先の委員会で決したとおり、本日から14日、17日及び18日までの4日間ではありますが、お手元に配付してあります審査日程表のとおり進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお、現地調査につきましては、準備等の都合により、17日の各課の審査終了後にお諮りいたしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。また、各委員に申し上げます。質疑は一問一答方式とし、議題外に渡らず、簡潔明瞭とし、また、質疑はページ数と款、項、目等を言ってからされるようお願いいたします。

それでは日程表にしたがい、議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算を議題とし、議会事務局所管の事項から審査に入ります。議会事務局の出席をお願いいたします。

(議会事務局 入室)

それでは、議会事務局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭をお願いいたします。

### 松崎議会事務局長

おはようございます。それでは議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算のうち、議会事務局の所管に関する事項について、御説明申し上げます。予算書の36ページをお開きください。

1款1項1目議会費の予算額は、1億3,049万9千円となっております。前年度と比較しますと、753万7千円の減額となっております。減額の主な理由は、議員報酬523万3千円、職員給料228万7千円、共済費の減額が主な理由となっております。

それでは各節ごとに御説明申し上げます。1節報酬4,709万9千円は議員16名の議員報酬であります。2節給料1,639万5千円は職員4名の給料であり、3節職員手当等2,312万3千円は一般職期末勤勉手当660万1千円、議員期末手当1,479万5千円が主なものです。4節共済費は一般職職員共済組合負担金584万2千円、議員共済負担金2,453万9千円が主なものです。7節賃金は臨時職員1名分の賃金であります。9節旅費583万4千円は議長等の公務出張、常任委員会の所管事務調査等の費用弁償及び職員の随行旅費が主なものであります。また、本年度も議員の政策立案の充実・強化を図るため、市町村アカデミー等での議員研修を8名分子算化しております。10節交際費は42万円を計上いたしました。11節需用費243万9千円は、議会だよりの印刷製本費144万7千円が主なものであり、そのほか現行法規等の追録代、必読図書、事務用品等の消耗品等の購入費用となっております。12節役務費22万2千円は、郵便料・電話料や代行運転手数料が主なものであります。13節委託料171万1千円は、会議録反訳製本業務の委託料であ

ります。14節使用料及び賃借料7万4千円は、タクシー等の賃借料であります。18節備品購入費14万7千円は、予算書記載のとおり議員控室間仕切り用パネルが主なものであります。19節負担金補助及び交付金94万3千円は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の協議会負担金57万3千円及び会議出席負担金17万3千円が主なものであります。

次に歳入について御説明を申し上げます。予算書の32ページをお願いいたします。19款5項4目雑入20節雑入のうち、1行目にあります雇用保険料114万2千円のうち、議会事務局分は臨時職員1名の雇用保険料自己負担分であります。

以上で御説明を終わりますが、御審議をよろしくお願い申し上げます。

#### **予算特別委員長（岩崎健二委員）**

事務局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

#### **山田勝委員**

去年からですね、事務局職員が4名になって一人賃金の職員がおって、臨時職員か何かしりませんよ。おって別に支障はないですよ、局長、どうですか。正規の職員と今の職員の体制で。

#### **松崎議会事務局長**

本件につきまして、ただいまの御質疑につきましては、昨年年第1回定例会におきまして、議員の皆様で御協議をいただいたところではありますが、現在、正規職員4名、臨時職員1名の体制で25年度から進めております。事務局の運営については、支障がない形で進めていくよう努力をしているところであります。以上であります。

#### **山田勝委員**

実はきのうね、局長がここからコップを持って、コップの後始末をして結果的に洗ったのかどうしたのか滑って割ったんですけどね、あの職員は実際は臨時職員なのか、それとも嘱託職員なのか、何なのか。だから仕事を何をするというのがね、当たり前なのか、局長が湯飲みの整理をせないかんような状況にあるのか教えてください。

#### **松崎議会事務局長**

初めに現在の職員につきましては、臨時職員でありますので御確認をお願いしたいと思います。それから、先ほどの件につきましては、臨時職員につきましては、庶務係の補助職員としてそれぞれいろんな事務処理を行っていただいているところであります。以上であります。

#### **山田勝委員**

私思うんですけどね、来て働いているのであったらね、それなりの身分をやってね、精いっぱい仕事をしてもらわないかんのじゃないですか。本人の能力があるかないか、それは知りませんよ。局長がちゃんと知ってるわけです。だから、どの課もですね、今は嘱託職員でいいところは、嘱託職員、臨時職員でいいところは臨時職員ですね、目いっぱい仕事をみんなしてるわけですよ。だから、そういう中で目いっぱい仕事をしてもらうためには、臨時職員のまましてるほうが、私は別にどういう（聴取不能）でもいいんですよ。ただ精いっぱい、せっかく採用してね、仕事をしてもらっているのにね、精いっぱい仕事をしてもらって、精いっぱいみんながうまく回るようにして、ときたま局長が湯飲みをコップを整理しなくてもいいような体制をせないかんというふうに思うんですけどね。できない、ちゃんと嘱託職員じゃない状況に、あるいは嘱託職員とかないかもうちよつとね、仕事ができるような方法をさせてはならないような決まりがあるんですか、本人に能力がないんですか。

#### **松崎議会事務局長**

ただいまの御質疑の内容ではありますが、それぞれ嘱託職員と申し上げますのは、それぞれ専門性等のあるなし等もかかわってくると思いますので、今の御質疑に関しましては、今後

議長とも十分協議をしまして、事務局内における専門性の分野でどういう形で仕事をして、そういう専門性を持って仕事をしていただくかは、今後検討させていただきたいと思っております。

#### 山田勝委員

例えばね、医者は医者免許を持っとたらね、国家公務員だろうが何だろうとね、人間の命を、体を見れるんですよ、保育士も同じですよ。公務員でなからいかん、正規の職員でなからいかんという決まりはないんですよ。できるんだったらできる人にね、精いっぱい仕事をさせる努力をしないと、権利を守ってですね、守ることだけじゃ私はいけないという気がするんですけどね。だから、でも本人ができなければ、能力がなかったら仕方ないですよ。だから、その付近はね、何もガードをして、こやさせん、あやさせんじゃなくて、できる仕事はさせる。そんな気持ちでないと私は前に進まないという気がするんですよ。

#### 松崎議会事務局長

先ほども御説明を申し上げましたが、現在この正規職員4名、臨時職員1名の体制で懸命に頑張っておるところでありますので、できるところできない分それぞれあるんでしょうけど、基本条例におきましても事務局の機能ということもきちんとうたっておりますので、そのような中で研修等を通じてそれぞれの職員の資質を高めながら進めていきたいと考えております。

#### 山田勝委員

あのね、4人の職員で一生懸命やっている。4人の職員は当たり前、わかっていますよね。何でもせないかん。だから、でもその臨時職員がいる。その人ができる仕事はほかにないのか、例えばお金の出し入れとか何とかかんとか、ほかにないのか。普通の会社だったら、できるのはばんばんさせますよ。そうすれば自分たちの仕事が侵されるからさせないんですか、そういうふうにも私は見れますよ。

#### 松崎議会事務局長

例えば、今やっただいていっているのは、全員協議会の記録の調製であったり、そういうできる部分はどんどんお願いしているところあります。以上であります。

#### 山田勝委員

私はね、ほかの課もいろいろありますよ。でもね、議会事務局は率先してね、やっぱりそういうものに取り組んでいかないかんと思いますよ、議会事務局は。議会事務局であってもね、より効率的なより効率的な税金の使い方をしないと、何もその守ることだけじゃないでしょう。職員を守ることだけ、経費を守ることだけがね、いいことじゃないんですよ。できる仕事は、職員ができる仕事は、レベルの仕事をばんばんしていいんですよ。でもだれでもできる仕事はね、やっぱりね、必ずしも正規の職員じゃなくてもいいと私は思っているからこういうんですよ。それを議会事務局が率先してやって欲しい。議長と話をしてやるというんですから、話をしてやってください。また、お尋ねしたいと思います。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 濱崎國治委員

今の質問に関連してですけれども、事務局長の仕事の関係も先ほど質問の中でお答えになりましたけれども、そもそも臨時職員の勤務時間というのは、議会事務局の臨時職員というのは、何時から何時までとなっているんですか。

#### 松崎議会事務局長

現在、午前8時30分から午後4時30分となっております。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

よろしいですか。

[濱崎國治委員「はい、了解」と呼ぶ]

ほかにありませんか

**竹原恵美委員**

歳出の1款1項1目18節で議員控室の仕切り用パネルなんですけれども、ちょっと聞いても自分たちのことですが、いる、いないという意見も少しあるものですから、予算は予算として意見を聞いて、もしいない、いるいない、いないであったら執行残という方法もできますか。

**松崎議会事務局長**

ただいまの御意見につきましては、全員協議会でも御説明を申し上げましたが、現在新たに広報委員会も立ち上がったということで、新たに事務的なスペース、机、いす等を準備して、これまでの議員控室のいすと区切りをつけるために仕切りをつけたらどうかということで御提案を申し上げたところであります、これについては議員の皆様のお了解をいただいているものと思っております。以上であります。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

いいですか。

[竹原恵美委員「はい」と呼ぶ]

ほかにありませんか。

**山田勝委員**

先ほどね、濱崎委員の質疑の中で、何で8時30分から4時30分なんですか。

**松崎議会事務局長**

臨時職員の勤務時間については、7時間ということで決まっております。以上であります。

**山田勝委員**

何ですか。普通ね、8時30分から5時というのは常識やらよ。

**松崎議会事務局長**

本件につきましては、臨時職員に関する規則がございます。その中で時間の規定を行っております。以上であります。

**山田勝委員**

中途半端なわけよ。例えば、働く人がね、4時半に帰ってまた何をする。やっぱりね、5時までちゃんと働く段取りをしてくれな。こんな私言わしたら臨時職員の差別をして、しかも、それは地公法で決まったり、労働基準法で決まったりしているわけじゃないでしょう。たまたま阿久根市役所の規則で決めているだけや、勝手に。

[複数人発言する者あり]

いやいや、そういう、総務課に聞こうとどこで聞こうと、ここはここで語らないかなよ。

7時間働ければ十分なんですよ、7時間しかありませんつえばしょうがないよね。

**松崎議会事務局長**

ただいまの件につきましては、庁内全体に関わる部分でございますので、できましたら総務課のほうに御確認いただければと思います。

[山田勝委員「わかった」と呼ぶ]

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中 議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。  
(議会事務局退出、監査事務局入室)

次に、議案第23号中、監査事務局所管の事項について審査に入ります。監査事務局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容について簡潔明瞭にお願いいたします。

#### 堂之下監査事務局長

議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算、監査事務局所管の事項について御説明いたします。予算書の44ページをお開きください。まず、公平委員会費について御説明申し上げます。

2款1項10目公平委員会費の当初予算額は61万4千円で、前年度と比較して24万1千円、率にしまして64.6%の増となっています。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。1節報酬15万2千円は、公平委員3名の委員会及び県連合会総会並びに研究会出席時の報酬であります。9節旅費41万1千円は、公平委員の費用弁償及び全国・九州支部・県連合会総会の委員及び職員の旅費であります。11節需用費、12節役務費を飛ばしまして、19節負担金補助及び交付金の4万3千円は、全国及び九州、県の公平委員会連合会の負担金と会議出席負担金であります。歳出についての説明は以上であります。歳入についてはございません。

続きまして、次に監査委員費について御説明いたします。予算書の53ページをお開きください。2款6項1目監査委員費は、当初予算額1,766万1千円で、前年度と比較して24万6千円、率にして1.4%の減となっております。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。1節報酬166万6千円は、監査委員2名の報酬であります。2節給料、3節職員手当、4節共済費は、職員2名の人件費が主なものでございます。9節旅費35万4千円は、全国及び西日本及び九州各市監査委員会総会及び県下事務局長総会の旅費が主なものでございます。11節需用費36万5千円は、参考図書の前録代が主なものでございます。12節役務費を飛ばしまして、予算書は54ページでございます。19節負担金補助及び交付金の4万8千円は、全国及び西日本及び九州各市監査委員会の会費及び県下各市監査委員会定期総会等の会議出席負担金が主なものでございます。歳出についての説明は以上であります。次に歳入であります。歳入についてはございません。

以上、監査事務局に係る説明を終わりますが、御審査のほどよろしく申し上げます。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

#### 中面幸人委員

ページで53ページですね、2款6項1目1節になりますけれども、前年度より24万6千円減額になっている状況でございますが、私は以前、委員会です、監査委員のいわば出方の割には報酬が少ないんじゃないかということをお私言ってますね、そういう検討もするような形の話をしていただけたけれども、その後そういう報酬等ですね、検討はなされなかったのか、前年度と同じ報酬であるのかをお聞きいたします。

#### 堂之下監査事務局長

ただいまの御質問ですが、報酬の改定をしてるのかという御質問でございますが、報酬等審議委員会で決定されることではございますけれども、今回の平成26年の予算には、まだ反映していないところでございます。以上でございます。

#### 中面幸人委員

このことについてはですね、例えば改定について報酬審議会についてはですね、何らかの提案等をしなければならないと思うんですけども、だまっとればそのままだと思うんですけど、そういうことはなさないのか、そこはどこがするのかですね、お聞きいたします。

#### 堂之下監査事務局長

おっしゃるとおりですが、どこがアクションを起こすのかということで、ということになると監査事務局ということになるかと思いますが、御指摘のとおり、今後報酬についての改定を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（選挙管理委員会係長 入室）

次に、議案第23号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。事務局長の説明を求めます。

#### 堂之下選管事務局長

それでは、議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算、選挙管理委員会所管の事項について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。予算書の50ページをお開きください。2款4項1目選挙管理委員会費の当初予算額は、955万4千円で前年度比38万4千円、率にしまして3.9%の減でございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明します。1節報酬180万8千円は、選挙管理委員4名の委員報酬であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、職員の給料、手当、職員共済組合の負担金等であります。9節旅費を飛ばしまして、11節需用費23万9千円の主なものは、各種法令の追録代でございます。12節役務費、19節負担金補助及び交付金を飛ばしまして、次に予算書は51ページでございます。

2款4項2目選挙啓発費について御説明いたします。当初予算額は20万9千円で、前年度比1万1千円。率にしまして5.6%の増でございます。8節報償費5万5千円は、明るい選挙推進協議会委員の出水支会及び市の総会への出会謝金でございます。11節需用費、12節役務費を飛ばしまして、19節負担金補助及び交付金9万4千円は、県明るい選挙推進協議会委員の出水支会負担金であります。

次に、2款4項6目県議会議員選挙費について御説明いたします。こちらは平成27年4月29日任期満了の選挙費であり、同年4月上旬に選挙が執行されることを想定し、平成26年度で対応すべき準備費として必要なものについて予算計上いたしましたものであります。これらはすべて県からの委託金として賄われるものであります。以下、主な内容を説明いたします。3節職員手当等12万2千円は、事務局職員の時間外勤務手当が主なものでございます。7節賃金58万円は、臨時職員の賃金であります。9節旅費を飛ばしまして、11節需用費69万1千円は、投票所入場券印刷ほか、選挙事務用消耗品等の購入費であります。12節役務費62万8千円は、投票所入場券の各世帯への郵便代が主なものでございます。13節委託料46万1千円は、ポスター掲示場、建て込み及び撤去代が主なものでございます。19節負担金補助及び交付金5万6千円は、出水地区における選挙共同啓発事業費が主なものでございます。

次に、2款4項7目市長選挙費であります。平成27年1月15日任期満了の選挙費でございます。節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬464万6千円は、投

票・開票事務従事者の報酬が主なものでございます。3節職員手当等12万9千円は、事務局職員及び期日前投票関係職員の時間外勤務手当が主なものでございます。7節賃金186万5千円は、臨時職員の賃金でございます。8節報償費及び9節旅費を飛ばしまして、11節需用費117万4千円は、投票用紙及び投票用入場券の印刷代のほか、選挙事務用品等でございます。次に、52ページをお開きください。12節役務費263万6千円は、選挙運動用通常はがき代と投票所入場券の各世帯への郵便料が主なものでございます。13節委託料51万4千円は、ポスター掲示場の建て込み及び撤去代が主なものでございます。14節使用料及び賃借料16万2千円は、公共施設以外の投票所の借上料及び開票所の停電等に備えた照明設備の借上料が主なものでございます。19節負担金補助及び交付金203万2千円のうち、選挙運動用自動車の借上げ及び選挙運動用ポスター作成の選挙公営費118万3千円が主なものとなっております。

次に、2款4項9目農業委員会委員選挙費について御説明いたします。これは、平成26年7月19日、任期満了の選挙費であります。以下、節ごとに主なものを御説明します。1節報酬161万1千円は、投票・開票事務従事者の報酬が主なものでございます。3節職員手当等10万4千円は、事務局職員及び期日前投票関係職員の時間外勤務手当が主なものでございます。7節賃金の59万1千円は、臨時職員の賃金でございます。9節旅費を飛ばしまして、11節需用費の16万4千円は、投票用紙及び投票所入場券の印刷代ほか、選挙事務用品等の費用でございます。12節役務費7万円は、投票所入場券の各世帯への郵便料が主なものでございます。14節使用料及び賃借料10万3千円は、公共施設以外の投票所の借上料及び開票所の停電に備えた照明設備の借上料でございます。19節負担金補助及び交付金については、説明を省略させていただきます。

以上で歳出を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたします。予算書の27ページをお開きください。14款3項1目総務費委託金4節選挙費委託金は、県議会議員選挙費254万6千円です。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私と担当係長からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

事務局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

#### 牟田学委員

局長、ちょっとすみません。わからないから教えてください。51ページですね、6目県議会議員選挙ですね、11節需用費の中で修繕料であるんですね。これは市長選挙でも需用費で同じ金額が載っていますけれども、これはどういうことですか。

#### 堂之下選管事務局長

この修繕費につきましては、ポスター掲示板が毎回毎回メンテナンスをしないといけないということで、ポスター掲示板のメンテナンス料というふうにお受け取りいただければと思います。

[牟田学委員「了解」と呼ぶ]

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 出口徹裕委員

50ページの2款4項1目1節ですね、報酬なんですけれども。ちょっとこれもよくわからないんですけど、選挙が今回結構あるんですけども、毎年何回あるというのまでは、ちょっと把握を全体的にはしてないんですけども、これによって何か報酬というのは、これは、



例えば変わってきているものなのかどうなのか。県議それから市長選とありますが、これによって影響を受けるものなのか教えてください。

#### 堂之下選管事務局長

お尋ねの2款4項1目1節報酬でございますが、これにつきましては、阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例で、選挙管理委員長月額4万6,500円、委員月額3万4,700円というふうに決まった額でございます、これを計上しております。以上です。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 山田勝委員

選挙の投票所について、ちょっとお尋ねしたいんですが、実は瀬之浦児童館でですね、投票所があったんですよね、今まで。この前の選挙から瀬之浦上の投票所に移りました。かつて瀬之浦児童館が開園しているところだったと思いますけどね、瀬之浦下の公民館で投票したこともあるんですよ。ところが瀬之浦上に行くとなったらですね、古里とか松ヶ根とかというところの人はですね、割に違和感があるんですよ、違和感。だから、そういうことを考えたときに、投票所の決定というのはどういう形でやるんですか。

#### 堂之下選管事務局長

投票所の決定につきましては、選挙管理委員会で決定をしております。毎月、月1回開かれる選挙管理委員会の中でですね、決定しております。それとあわせて、委員のおっしゃるとおり、今まで瀬之浦児童館が投票所だったわけですがけれども、売却という形でそこがなくなりまして、じゃあ投票所をどこにしようかということで、まず瀬之浦下公民館とかですね、古里の公民館、そして、瀬之浦上公民館と、3つの公民館を見て回ったわけですがけれども、場所的には恐らく瀬之浦下公民館が良かったのかもしれないんですけども、瀬之浦下公民館つうのは、道路から上がっていかないといけない。ほとんど車で投票に来られる方が多くて、そこで事故が起こるんじゃないかというような危険性も考えまして、そして、今申しあげました瀬之浦上公民館、そして、古里の公民館、瀬之浦上公民館は、ちょうど公民館の前が土地が広くてフラットで車もとめやすいんじゃないかというようなことが議論されまして、投票所が瀬之浦上公民館ということになった次第でございます。以上です。

#### 山田勝委員

私が地元だから言うんですよ、地元だから言うんですが、歩いて行かれる方、仮に古里の人はね、瀬之浦上の公民館まで歩いていくというのは、今までなかったことだから非常に抵抗があるんですよ、非常に抵抗がある。ところが、車で行く人はそうないかもしれませんよ。しかし、私が何でそういうかって言ったら、瀬之浦下の公民館でするとき、何かありましたよ。何回かあったときに瀬之浦下公民館の敷地内に車をとめる。下の道路にとめる人、いろいろですよ。だから、児童館であるときもですね、車を乗り入れ人、道路にとめている人、歩いてくる人いろいろありました。何であんなへんぴなところにしたのかなと思って、だから、これはね、やっぱりもう一遍考えてくれないと。何でかっていったら、瀬之浦下の公民館でやったら上に上がらなくても、ただテーブルがあってですね、テーブルで下の土間のところでした。上ではしなかったですよ。公民館の集荷所のほうでね、土間のほうでやったのを記憶してますよ。何であそこでああいう経緯があるのに何でしなかったという気がするもんですからね。また、遠いという人もいる。遠かったで行かなかったという人もいるしね。だから、その付近はよく考えて、あんまり場所をかえないようにして欲しいなと思うんです。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

要望ですか。

**山田勝委員**

検討してください。

**堂之下選管事務局長**

今後検討させていただきたいと思います。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか。

**仮屋園一徳委員**

今の14番議員の発言ですけども、私も数名の方からですね、歩いていくのにやはり今までであったところを基本にしてもらいたいということで、いろいろ意見を聞きますので、ぜひ、そのように検討してください。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか

**山田勝委員**

例えば、瀬之浦児童館のところに施設ができましたよね、あの施設は貸してもらえないのか。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

休憩に入ります。

(休憩 10:44 ~ 10:45)

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**山田勝委員**

ちょっと、委員長待ってください。そういう発言を禁じるんですけど、（聴取不能）これは予算を執行するのに、何があんたがそして委員長だか職権で発言を禁ずるんですか。予算の執行するための一つの話でしょ。これは。円滑に。投票率が下がってもいいんですか。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

どうぞ質疑を続けてください。

**山田勝委員**

瀬之浦児童館だったら、例えばコミュニティーの杜ですか、脇本の。あそこでも借りられるかもしれないという話もないんですか。

**堂之下選管事務局長**

まことに恐縮ですが、まだ打診をしたことがないものですから、総じておっしゃることは遠くなったと、投票所がですね。なので、既存の瀬之浦児童館あたりがもう一回、検討してもらえないかという御意見かと思っておりますので、そういうのを含めたところで検討させていただきたいと考えますが。

[山田勝委員「いいです。お願いします。」と呼ぶ]

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中 選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選管事務局退出、会計課入室)

次に、議案第23号中、会計課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容について、簡潔明瞭にお願いします。

#### 松永会計課長

それでは、議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計当初予算のうち、会計課所管に係る歳入歳出予算について、歳出から説明させていただきます。予算書の40ページをお開きください。40ページです。第2款総務費1項総務管理費6目会計管理費は、総額47万円で、前年度に比較して4万5千円の減額であります。予算の内容につきまして、主なもののみ説明させていただきます。まず、9節旅費5万6千円ですが、会計管理者会及び会計事務職員研修会が主なものでございます。次に、11節需用費の10万4千円は、図書追録代ほか、事務用品代であります。12節役務費の26万円は、口座振込の支払いに係る伝送システム利用手数料及び金融機関への窓口収納手数料などです。19節負担金補助及び交付金の5万円は、県都市会計管理者会の年間負担金1万円のほか、会計事務研修会への受講料などが主なものであります。次に、125ページをお開きください。125ページでございます。下のほうの欄で、第12款公債費1項公債費2目利子の23節償還金利子及び割引料のうち、会計課所管分は94万円で、歳計現金に不足が生じたときに借入する一時借入金の利子であります。

次に、歳入について御説明いたします。31ページをお開きください。31ページでございます。第19款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子の19万1千円は、収入・支出に係る歳計現金及び歳計外現金の運用利子であります。

以上、会計課所管の事項について説明を終わりますが、よろしく御願いたします。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(会計課退出、総務課入室)

次に、議案第23号中、総務課所管の事項について審査に入ります。総務課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭に願いたします。

#### 上野総務課長

それでは、議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算、総務課所管分につきまして、御説明させていただきます。まず、歳出から御説明をいたします。予算書の37ページをお開きください。第2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7億6,860万1千円は、前年度比205万6千円、2.7%の減であり、その主な要因は、市町村総合事務組合負担金の減額であります。それでは、各節ごとの主なものにつきまして御説明いたします。

1節報酬1,883万5千円の主なものは、77集落の行政事務連絡員の報酬1,345万4千円と電話交換・放送業務等嘱託員3人分の報酬526万円です。次に、2節から4節までは、特別職2人と職員41人などの人件費ですが、3節職員手当等の中には、先ほど申し上げました特別職及び一般職員分の市町村総合事務組合の退職手当負担金3億7,774万6千円が含まれております。7節賃金141万6千円は、事務補助として雇用する

予定の臨時職員の賃金であります。8節報償費69万7千円は、市民表彰式の経費が主なものでございます。9節旅費501万6千円は、特別職を含む職員の旅費であり、この中には、平成25年度に引き続き鹿児島県後期高齢者医療広域連合に派遣をいたしております職員1人分の派遣期間中の経費116万8千円も含まれております。10節交際費120万円は、市長等が市を代表して行う外部の個人または団体との交際に要する経費であります。11節需用費106万4千円は、各種法令等の追録代などが主なものであります。38ページになります。12節役務費192万円は、郵便料・電話料のほか、市民総合賠償補償保険料などが主なものであります。13節委託料454万5千円は、職員の健康診査業務ほか、顧問弁護士の委託料や産業医健康管理業委託料等を計上いたしております。19節負担金補助及び交付金1,450万4千円は、市長会や地域安全活動として阿久根地区防犯協会への負担金のほか、区長会等への運営費補助等が主なものであります。25節積立金6,008万4千円は、職員の退職手当準備基金積立分6千万円と、次の39ページに記載してあります利子相当分8万4千円を計上いたしました。次に、2目職員研修費181万9千円は、前年度比213万8千円の減であり、その主なものは、9節旅費のうち、平成25年度に職員を鹿児島県東京事務所観光物産課へ研修派遣してはりましたが、これが終了することによる減額であります。13節委託料32万4千円は、職員の資質向上を図り、職場の活性化を目指すための研修業務委託料であります。19節負担金補助及び交付金43万7千円は、職員研修を委託しております県市町村職員研修協会や市町村アカデミーなどの中央研修の負担金であります。次に、3目広報費983万8千円は、前年度比312万4千円、24.1%の減であり、その主な要因は、19節負担金補助及び交付金のうち、広報用放送施設整備事業として、これまで各区の放送施設の無線化に向け補助金交付を行いながら整備推進促進を図ってきたところですが、無線化が進んだこと等もあり、補助対象となる戸数が、前年度対比で211戸減少したことで、211万円の減となったほか、昨年、区の合併がなされた尻無区の無線設備補完整備に約130万円の補助金交付を行ったことなどが減額となった主な理由でございます。11節需用費536万4千円は、市の広報誌発行に係る費用が主なものでございます。12節役務費115万5千円は、近畿・東海・関東各阿久根会への広報誌郵送料などであります。18節備品購入費25万円は、市の情報発信力を高め、PR活動の強化を図るための担当者を新たに配置することとしております。業務の中で、市政のほか、市の話題等を市内外に広く、そしてタイムリーに発信していくため、持ち運びのできる携帯用パソコン等を購入しようとするものであります。19節負担金補助及び交付金280万4千円の主なものは、椀区ほか4集落に対する無線化放送施設に係る補助金や各区への放送設備維持管理に対する補助金のほか、新規の区加入世帯に対する戸別受信機設置補助金であります。なお、平成26年度末における各区の無線化の整備状況は、77区中75区の無線化が終了する見込みであり、予定しております無線化の整備は、平成26年度でほぼ終了することとなるものと見込んでいるところでございます。

次に、4目文書費606万円は、前年度比76万1千円、14.6%の増であります。まず、1節報酬21万3千円は、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬であります。次の11節需用費116万円は、議案書等印刷のための消耗品が主なものであります。13節委託料155万4千円は、市のホームページでも閲覧できる電子例規集データ更新や例規集の追録発行に係る委託料であります。14節使用料及び賃借料309万円は、プリンターや例規執務システムに係る使用料であります。

次に、45ページをお開きください。45ページであります。13目交通安全対策費310万7千円は、前年度比40万1千円、11.4%の減であります。まず、1節報酬の18

1万7千円は、交通安全対策会議委員2人と交通安全専門指導員1人の報酬であります。4節共済費30万円は、交通安全専門指導員の社会保険料であります。8節報償費18万3千円は、交通安全協力員及び交通安全対策企画員の謝金のほか、交通安全作文標語コンクールの経費及び交通遺児激励費などあります。11節需用費24万6千円は、新入学児童安全帽子、ランドセルカバー、交通安全啓発チラシ印刷代が主なものであります。なお、新入学児童として170人分を計上いたしております。13節委託料9万8千円は、高齢者体験交通安全教室を市内の自動車教習所に委託して実施するものであります。19節負担金補助及び交付金45万3千円は、阿久根地区交通安全協会等への負担金であります。

次に、46ページをお開きください。16目庁舎管理費4,110万9千円は、前年度比812万4千円、16.5%の減であります。まず、1節報酬の181万円は、庁舎・公用車管理員の報酬であります。4節共済費は、庁舎・公用車管理員及び庁舎警備員の社会保険料であります。7節賃金は、庁舎警備員3名分の賃金であります。11節需用費1,750万円は、庁舎の電気・水道等の光熱水費と冷暖房用の燃料代が主なものであります。13節委託料882万1千円は、説明欄に記載の13項目に係る業務の委託料であります。14節使用料及び賃借料83万6千円は、トイレ衛生器具の借上料であります。15節工事請負費547万2千円は、消防署前にあります市民駐車場の舗装工事に係る経費であります。次の47ページをお開きください。18節備品購入費169万6千円は、庁舎内会議室の机、いすの購入費用であります。

次に、17目電算管理費7,210万7千円は、前年度比246万9千円、3.5%の増であります。11節需用費924万9千円は、電算機器の修繕やプリンタートナーなど消耗品購入費が主なものであります。12節役務費575万4千円は、市役所本庁と支所・出張所、各小・中学校等外部施設を接続している通信回線費及びインターネット接続料などが主なものであります。13節委託料1,428万8千円は、説明欄の6項目に係る業務委託料であります。14節使用料及び賃借料2,571万2千円は、電算ソフト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料などが主なものであります。19節負担金補助及び交付金1,703万7千円は、説明欄に記載の総合行政ネットワーク負担金や電算システムサポート負担金などが主なものでありますが、説明欄の一番下、システム更新負担金324万円は、住民票等の総合行政システムについて、サーバー等の機器の5年間のリース満了による更新とあわせ、社会保障・税番号制度への対応の必要性から、鹿児島県町村会のシステムを引き続き使用していくための更新作業に係る負担金であります。

次の48ページをお願いします。2項徴税費1目税務総務費の総務課所管に係るものは、1節報酬2万8千円、9節旅費4千円、19節負担金補助及び交付金2千円であり、これらは、固定資産評価審査委員会委員の報酬及び職員の研修等に係る経費であります。

次に、105ページをお開きください。105ページであります。第9款消防費1項4目災害対策費788万3千円のうち、総務課所管分は679万7千円であります。1節報酬7万4千円は、防災会議委員と国民保護協議会委員の報酬であります。3節職員手当等100万円は、災害対応時における職員の時間外勤務手当であります。7節賃金5万8千円は、災害対応時の臨時職員賃金であります。9節旅費のうち、総務課所管分は2万円でありまして、防災会議委員及び国民保護協議会委員の費用弁償が主なものであります。11節需用費143万8千円のうち、総務課所管分は133万円であります。これは防災行政無線の修繕料であります。屋外拡声子局用のアンテナ修理と電源ユニットの修理のほか、中継局の監視制御装置の修理などが主なものであります。12節役務費18万7千円は、県防災行政無線再整備に係る衛星携帯電話使用料や施設損害保険料などが主なものであります。13節委託料

95万1千円は、防災行政無線保守業務に係る費用であります。14節使用料及び賃借料のうち、総務課所管分は4万円であり、災害対策関係に係る車借上料及び松ヶ根中継局土地使用料であります。16節原材料費18万3千円は、防災用資材等保管施設の補修用の資材代でございます。18節備品購入費116万7千円は、市内の福祉施設で防災行政無線の戸別受信機が未整備の施設に設置するものであります。19節負担金補助及び交付金175万円は、説明欄に記載のとおり協議会等への負担金及び県防災行政無線再整備事業に係る負担金が主なものであります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の主なものにつきまして御説明いたします。予算書の20ページをお開きください。予算書は20ページになります。まず、第12款使用料及び手数料1項1目総務使用料1節総務管理使用料のうち、総務課所管分は庁舎使用料81万1千円であります。この内訳は、現在、貸付けを行っている機械棟の一部の職員団体の事務所37万6千円のほか、JA鹿児島いずみ、九州労働金庫と南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫の合同ATMなどの使用料であります。次は、21ページであります。2項1目総務手数料1節総務管理手数料の地縁団体証明、公文書閲覧等、り災証明は、それぞれ千円ずつを計上いたしております。

次に、27ページをお開きください。第14款県支出金3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金は、市町村権限移譲交付金6万1千円のうち、総務課所管分は2万円で、新たに生じた土地の確認に関する事務の権限移譲に係る交付金であります。次は、29ページをお開きください。第15款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、説明欄の上から5行目でございます。退職手当準備基金の利子として8万4千円の収入を見込んでおります。

次に、32ページをお開きください。32ページでございます。第19款諸収入5項4目雑入20節雑入の総務課所管分ではありますが、主なもののみ説明をさせていただきます。説明欄の1行目、雇用保険料には、電話交換手などの雇用保険料として7万3千円が含まれております。説明欄の下から7行目になりますけれども、水道課光熱水費として12万円を計上いたしております。次のページ、33ページに入りまして、上から2行目、県政かわら版配布手数料として19万2千円を見込計上いたしております。その下2行目、その下2行目でございますが、原子力立地給付金のうち、総務課分は1万円であります。説明欄の真ん中あたりになりますけれども、水道課貸与パソコン等使用料97万8千円は、パソコンの水道課配置12台分の使用料と水道検針機器システムの使用料であります。また、その下5行目の、その下5行目になりますが、広報あくね広告料43万2千円とその下のホームページ広告料36万円をそれぞれ計上いたしております。下から3行目の庁舎案内板広告料11万3千円は、庁舎入口に設置してあります庁舎案内板の広告料であります。

以上で、説明を終わりますが、答弁につきましては、私と課長補佐並びに担当係長からさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ここで一時、休憩はいります。

（休憩 11：13 ～ 11：23）

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。委員の皆様にも再度お願いいたします。質疑をされる場合は、できるだけ款項目までお知らせのうえ、質疑をお願いいたします。

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

## 山田勝委員

款項目と言われましても、款項目ではなく総合的なところで話をするんですけどね、議会事務局の質疑の中でね、臨時職員、私たちは役所にいる人は、臨時職員、嘱託職員を含めて8時半から5時までというふうに理解しとったんですけどね、8時半から4時半までというふうに決まってるんですか、勤務時間は、臨時職員及び嘱託職員は。

## 上野総務課長

嘱託職員並びに臨時職員の勤務時間についてですね、お尋ねでございますが、条例並びに取り扱いに関する規則に基づきましてですね、それぞれ勤務時間を定めておりまして、例えば臨時職員でありますと原則午前9時から午後5時までを原則としておりまして、例えば、保育所に勤務する臨時職員につきましては、五つの時間帯を定めて7時30分から午後3時30分まで。あるいは、午前10時30分から午後6時30分までという、そういう細かく勤務時間を定めるところが健康増進課、農村環境改善センター、栽培漁業センター、などなどそのように細かく分類をしてですね、勤務時間を定めているところでございます。以上です。

## 山田勝委員

それは仕事がないね、例えば1日に午前中で済むよというところに午後までいる必要はないんですよ。だから例えば、保育所なんかをですね、早い人と遅い人とある。それは当然ですよ。ところが、たまたま議会事務局の話で私が話をしておつたらですね、そこまですよと。4時半までですよということなもんですからね。私たちは、8時半から5時までと思っているのにどういうことなんですかと。それだけ働けば仕事がないんですか、それともそれだけしか仕事がさせないんですかということなんです、それは、もう全部総務課に聞いてくださいということです。

## 上野総務課長

まず、原則嘱託職員並びに臨時職員の勤務時間は、7時間というふうに阿久根市では原則定めております。これは、時々時代の背景にもよるんでしょうけども、勤務時間の短縮という形ですね、労働時間の短縮が国をあげて短時間労働の推奨をされた時期もございました。ただし、それが今どうかというと、またこれは社会の背景も違ってくるんでしょうけども、あわせて労働条件の改善等々、さらには人件費の抑制、こういったものを総合的に勘案しながら、本市にあってはこれまで臨時、嘱託職員につきましては7時間の勤務時間の設定をして運用してきているということでございます。

## 山田勝委員

ちなみにね、正規職員の勤務時間は何時間ですか。

## 上野総務課長

7時間45分でございます。

## 山田勝委員

もちろん7時間45分だけれども、現実には5時までいるんですよ。それは勤務時間内で休憩時間をするので、7時間45分になっているという事だけの話でしょう。現実には市民向けには、5時までちゃんと皆さんいるわけでしょう。いかがですか。

## 上野総務課長

市役所の開庁の時間は、8時30分から17時15分というふうに定めております。ただし、その前後は当然のこととしてですね、ごらんとおりでございます。

## 山田勝委員

17時15分までということはどうですか、ということはどうですか、8時間以上、一般から言えばなるけ

れども、その後は休憩時間でちゃんと操作してるんですよと、こういうことでしょ。時間内の勤務時間の中身というのは。

#### 上野総務課長

山田委員がおっしゃるとおりですね、特別に職員で勤務時間の割り振りというのは、一部の職場を除いてやっておりませんが、例えば、昼の窓口を担当する職員については、その分についての振り返るちゃんと時間を取るし、臨時、嘱託職員にあっても同じようにですね、例えば、税務課の窓口を担当する嘱託職員についても8時30分から勤務して7時間、あとお一方が午後5時15分まで勤務ができる体制というようなシフト制を取った形の勤務体系で今運用しているということでございます。

#### 山田勝委員

税務課とか市民課の窓口にいる嘱託か臨時職員かわからんけど、正規の職員じゃない職員の勤務時間は何時までですか。

#### 上野総務課長

規則で定めております勤務時間につきましては、午前8時30分から午後5時15分までの間の7時間というふうに定めております。

#### 山田勝委員

そういうことでないと、市民サービスに支障を来しますよね、それはわかりましたよ。その中で7時間。今度は、仮にその他の職員ですよ。身近な議会事務局の話をするんですけどね、議会事務局は8時30分に始まって4時までですか。午後4時。16時までですかね、16時30分まで。7時間ですか。

#### 上野総務課長

議会事務局におられる臨時職員の方につきましては、午前8時30分から午後4時30分までの7時間というふうに定めてあります。

#### 山田勝委員

臨時職員及び嘱託職員がですね、130人くらいいるんですよ、130人くらいいる。それで今課長が時代の背景もある、労働時間を短縮する、労働時間を短縮するイコールね、民間ではイコール賃金が安いということなんですよね。働かされる側からすればね、それは人件費の削減につながるけど、現実には働こうという人がね、その分だけ賃金が安いわけでしょう。それはもう、私はね、臨時職員の皆さんもね、ちゃんと8時間働いて、そいでそれなりのちゃんとした給料、報酬をね、もらわないかんと思うわけよ。だからそれを労働基準法じゃなくて自分たちの都合で規則をつくってですね、やっぱいやるといのは、いかなもんかと思うんですよ。聞いてみてください、臨時職員の皆さん方に。給料をもうちょっと上げたほうがいいのか、それとも、そのままのほうがいいのか。私はね、せつかく我が家から出てきて働くんだからね、やっぱり8時間、途中休んでね、8時間ちゃんと働いて、そして、給料をもらったほうがいいというふうに思うんですけどね。だから、どう転んでもね、対局側の、失礼ですけどね、職員イコール執行部でしょ、職員イコール執行部側の発想ですよ。働く側からのね、発想じゃないですよ、私に言わせたら。それは検討して欲しいと思いますよ。しかも条例で決めるわけじゃないでしょう。規則で決めるわけでしょう。こういう話をするの初めてですよ。規則で決める。失礼ですが、規則で職員の皆さんが、市長の決裁をもろて勝手に決めたということですからね。だから、それはやっぱりね、検討して働く者のために働く側から見た賃金の方法を考える。そして、それぞれの職員ができる仕事がね、精いっぱいやらせないかんですよ。あれとこれはさせない、これは職員が握っている、いやこれは臨時職員がするじゃなくて、やっぱりね、だれでもできる仕事は精いっぱい臨時職員、



嘱託職員にやらせて、そして、臨時職員、嘱託、働く側から見てもね、十分生活ができるような私は給料をやるという、そういう心構えと気持ちが大事だと思うんですよ。以上。検討してください。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか。

**中面幸人委員**

予算書の歳出37ページですね、2款1項1目1節報酬の中の行政事務連絡員についてお聞きいたします。今まで79集落あったのが、尻無区が合併されて77になっておりますけど、当然この辺の減額もあったと思うんですが、どうでしょうか。

**上野総務課長**

尻無区の合併に伴って、2区が実質的には減少したという形になります。はい。おっしゃるとおり、これはその分については減少しております。

**中面幸人委員**

ところがですね、区が合併されて総体的には減ったわけですが、そのかわり、1区としては集落のニーズがふえたわけなんですけれども、そういうことを考えたときにですね、当然、その区長としての仕事もふえてくるかと思うんですが、その辺あたりは行政側としてですね、そういうことを加味した改定等はなされなかったのかお聞きします。

**上野総務課長**

中面委員から出されましたけども、今後ですね、合併あるいは統合等を含めて、それぞれ地域でもですね、御議論がなされることも十分考えられます。今回、ある意味尻無区の3区合併につきましてはですね、新しいまた阿久根のですね、行政区のあり方という部分が垣間見えたような気がいたします。そこでですね、当然私どもも地域をですね、行政区、コミュニティーを確保する意味もありまして、ぜひそういった形での合併等々の推進にも向けて、支援体制をつくれるようなということでですね、合併によって3区それぞれに助成を受けられていた部分が3分の1になってしまうということで、区の運営に大きな支障がでるということですね、ほぼ従前と変わらないような形での助成制度を創設をいたしまして、運用しております。以上でございます。

**中面幸人委員**

ということは、今年度予算については、今課長が言われたそれを加味されて予算は組まれているということでしょうか。

**上野総務課長**

おっしゃるとおり、25年度に合併をいたしましたので、25年度からそのような形で、ただし、行政事務連絡員は79名から77名になりましたので、おっしゃるその部分については減額になってますけど、別個の助成のところで補完がなされているというふうに御理解いただければ結構かと思えます。

**中面幸人委員**

それ以外の区については、前年度と変わらないという、額的にはですね、捉え方でいいんですかね。

**上野総務課長**

中面委員の御推察のとおりでございます。

**中面幸人委員**

関連してございますけども、今後ですね、尻無地区みたいにですね、集落が合併するような、そういう地域があるのかお聞きいたします。

## 上野総務課長

現段階で具体的に尻無がですね、たどったようなああいう経緯で具体的な話としては、私ももたらえておりません。ただし、区の運営の状況等を見るときにですね、非常に、何か特別な手だて、特別な御助言等々をしたほうがいいのかという地区も2、3見受けられると。ただし現段階で具体的な合併に向けての動きはまだ把握しきれておりません。以上です。

## 中面幸人委員

最後になりますけど、今後ですね、少子高齢化、各地区ともございますけれども、当然、人間は、多分ですね、例えば、この報酬についても、例えば、均等割とか人口割という形で多分出されていると思うんですけども、ただ、人間が減っていくけど、そのかわり高齢化が、率が上がって、当然地域の民生委員ばかりじゃなくてですね、やはり区長さん方もですね、大変今後はですね、執行部的にもそういう面ではですね、仕事がふえてくるんじゃないかと思うんですけども、そういう意味でもですね、ぜひですね、報酬のほうについてはですね、今後その辺あたりはやっぱり改定はですね、今後検討をしていかなければならないと思いますので、そういうことも踏まえながら今後ですね、改定についてですね検討つうのを考えていってほしいと思います。

## 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

## 野畑直委員

今の行政事務連絡員のところでですね、79から77になって、この算出基礎を教えてくださいませんか。各区によって戸数が違うわけですから、当然その算定の方法があると思うんですが、その算出根拠を教えてくださいませんか。

## 上野総務課長

行政事務連絡員への報酬算定の基礎でございますけども、平均報酬額でございますして、実は阿久根市職員の給料表に基づきまして、4級15号級、阿久根市職員給料表、4級15号級が29万1,200円でございます。これに均等割が6割、戸数割が3割、市役所までの距離、距離割が1割で、これの割合をもってですね、29万1,200円の9割相当を77名の行政事務連絡員さんで総額を算出をします。少しわかりづらかったかもしれません。申しわけございません。もう一度、29万1,200円、4の15、これの6割、その行政事務連絡員が77名でトータルの6割相当額、それをその総額をば、均等割6割、戸数割3割、距離割1割で換算をして、それぞれ支給をすると。少しわかりづらいかもしれませんが、従来こういう形ですね、可能な限り公平に均等をするという形の算式を採用しております。以上です。

## 野畑直委員

戸数割のところがちよっとわかりにくいんですが、今言われた分についてちょっと聞いてみますと、29万1,200円の6割の17万4,720円となりますけれども、これの77人がまずでるわけですね、合計として。それから、戸数割の計算についてももう少しちょっと詳しく教えてくださいまして、戸数が例えば100戸とか200戸の場合とか、例をとって教えてくださいませんか。

## 上野総務課長

なかなか例をとってということになりますとですね、ちょっと難しいかもしれませんので、例えば。

[発言する者あり]

例えばですね、今手元に資料がございますので、御期待にはちょっと沿えないのかもしれませんが、24年度の実績で今のような算定方式をしたときに、77区中、24年度は79区ですかね、失礼しました。最高が38万2,690円。一番低い最低が、12万2,440円という形の実績で支給をしております。

[発言する者あり]

#### 野畑直委員

その最大が38万2,690円。最低が12万2,440円。この戸数は何戸というのは教えてもらえませんか

#### 上野総務課長

それぞれ、担当の係長から説明をさせます。

#### 尾塚行政係長

もう1回説明いたします。総額を、例えば、市内77区で1千万としたときに、均等割りを6割、600万、それを77区で割ります。戸数割が3割ですので、3割分の300万、これを77区で割ります。距離割が1割ですので、100万円。これを77区で割ってそれぞれ均等割、戸数割、距離割の合算がそれぞれの各行政事務連絡員の報酬ということになります。すいません。各区の戸数がちょっと手元になかったものですから。すいません。

#### 野畑直委員

そうだったら、そのように言うてから言わないと、例をとって言ったわりに戸数がわからないでは、おかしいと思ったから私は聞いたんですよ。そしたら今ここに戸数が持ち合わせがないから、もう1回説明をやり直しますと言ってもらわないと、例をとって言ったのに戸数がわからないと、そんな変な話はないと普通は思いますよ。だから聞いたんですけれども、4級15号級ですか、この計算からいってなかなかわかりづらい点がありますけれども、別にその間違ったとか、いるとは思わないんですけれども、なかなかわかりづらい方法ですとよくわかる、後で計算方法でも示してください。なかなかこの質疑ではわかりづらいところがありますので、せっかく質問しましたので、また後で教えてください。これはまた後で計算式を教えてもらったらそれで結構です。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか

#### 山田勝委員

協議会にしてください。わからんごとひんなった。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

一時休憩します。

(休憩 11:47 ~ 11:56)

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

#### 出口徹裕委員

39ページの2款1項2目の9節の旅費の中で、平成25年度は、派遣してあるということで、その分がないから減額という話があったんですけれども、25年度分については決算のときになるかとは思いますが、26年度については、もう研修の必要性はもう十分学んできたという認識でいいのかどうなのかというところが、ちょっと気になったんですけれども。

## 上野総務課長

受け入れをいたします県もですね、本市に限っての特別研修ということではなくて、広く県内ですね、研修を求められる自治体にもお声かけをされると。また、派遣をする阿久根市にあってもですね、職員数が十分に確保がなされているのかというようなこと等も御議論があるところでございますけども、私どもとしても人的なですね、非常に1年間の研修を終えていろんな意味での今後の阿久根市の情報発信の部分でもですね、活躍が期待される職員ですので、ぜひ1年間で帰庁していただいて、戦力としてまた働いていただきたいと、そういうことが合致したことで、26年度についてはもう考えていなかったところでございます。以上です。

## 出口徹裕委員

それに関連してくるのかどうかわからないんですが、同ページのですね、3目広報費の中の18節の携帯用パソコンというのがそういったような中身を示しているのかと思うんですが、例えば、例としましてこういったような、パソコン自体を言ってるというほどでのことではないんですが、こういった形での広報ということに努めていきたいということなんでしょうか。

## 上野総務課長

近年の自治体の情報発信を見るときに、いわゆるSNS（ソーシャルネットワーキングシステム）というふうに言われてるんでしょうかね、私も実際よくは存じ上げておりませんが、フェイスブックであったりとかツイッターであったりとか、そういういろんなメール等々のマガジン等々の配信とかですね、そういったタイムリーに情報を外に向けて、あるいは住民にも向けてですね、そういう力の部分が欠けてはいないかというようなことですね、今回ぜひそういった意味での阿久根市の情報発信力を高めるというようなことですね、今回市長の施政方針にもありましてとおおり、情報発信力を高めるための職員を配置をするというようなことでのこの携帯用のパソコンの配備ということです。あわせて先ほどの東京事務所へのですね、派遣の部分は直接的にはそのこととは関わりはなく、そのことで学んできた、吸収してきた技術力等々については、当然また発揮をしてもらわなければなりませんけども、そのこととこの情報発信の職員を配置するということは、同一とはとらえていただきたくはないのかなということです。

## 出口徹裕委員

さっきの議会の中でもですね、市長のほうからそういう話があつてですね、そこについては理解しました。その中でやはりですね、こういうふうにせつかくされるのであれば、どうしても阿久根市のホームページでやっぱり見づらいですよ。見てておもしろくない。内容がどこを調べていいのかわからないというのがあるので、そこらも踏まえてですね、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

## 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

## 牟田学委員

41ページの2款総務費1項総務管理費7目財産管理費のですね、18節備品購入費、この低床ジャッキというのは22万7千円、ほかにありますけれども、これは何に使うやつですか。

## 予算特別委員長（岩崎健二委員）

所管が違うので、

[複数人発言する者あり]

[牟田学委員「財政課や。あ、財産管理費な。はい、すいません。」と呼ぶ]  
ほかにありませんか。

#### 松元薫久委員

今さっきの出口委員の質問に関連するのかどうかの確認なんですが、37ページの2款総務費1項総務管理費1目7節の賃金で事務補助で予算をつけてる部分が、このSNSとかツイッター、使った職員分ということなんでしょうか。

#### 上野総務課長

いえ、ここの賃金につきましてはですね、庁舎警備員の。失礼いたしました。現在、市民相談室に配置をしております臨時職員の賃金を計上してあるということですので、先ほどの情報発信はまた別と。

#### 松元薫久委員

ということは、情報発信をされるというのは、正規職員の方がしていくということなんでしょうね。

#### 上野総務課長

予算措置といたしましては、正規職員で配置を計画しております。

#### 松元薫久委員

広報ということだったら、今写真を撮って回っている彼がここまでやるということになるんですかね、とは別、新しく人員が入るんですか。

#### 上野総務課長

はい、新たに配置を考えております。

[松元薫久委員「はい、了解しました。」と呼ぶ]

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければですね、先ほどの話を午後に回したいと思いますので、午前中の審査を一時中止し、休憩します。午後はおおむね午後1時から再開しますので、お願いいたします

(休憩 11:58 ~ 13:00)

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 尾塚行政係長

それでは、お手元に配付しました行政事務連絡員報酬算定の例につきまして、これをもとに再度説明させていただきます。2段目の括弧書き、1,345万4千円は、総報酬額です。次の総戸数8千戸は、市内全区の総区加入戸数です。総距離600キロは、77区それぞれの公民館から市役所までの距離の合算の額をかりに600キロとしました。戸数も仮に8千戸としました。これをもとに例えばA区というのが加入数が100戸、市役所までの距離が5キロと仮定して計算しました。まず、均等割は、総額1,345万4千円の6割、これが807万2,400円になります。これを77区で割って、1区当たりの均等割額は、10万4,836円となります。次に戸数割ですが、総額1,345万4千円の3割、これが、403万6,200円になります。これを総加入世帯8千戸のうちA区は100戸としましたので、8千分の100としまして、A区の戸数割は、5万452円となります。続きまして、距離割は、1,345万4千円の1割が、134万5,400円となりますので、この

距離割が600分の、A区は5キロですので、600分の5としまして1万1,211円、均等割、戸数割、距離割、それぞれを合計しまして16万6,499円が、A区の行政事務連絡員の報酬額ということになります。以上です。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

質問ありませんか。

**山田勝委員**

例えば、100戸あろうと50戸あろうと、均等割り10万4,836円は変わらないということですね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

よろしいですか。ほかにありませんか。

**石澤正彰委員**

細かい話ですが、例題は5キロにさせていただきましたが、5.5の場合は、5.5で計算するんですか。

**上野総務課長**

石澤委員のおっしゃるとおりですね、5.5キロであれば、総距離が600とした場合、600分の5.5キロでその比で計算をするということになります。

〔石澤正彰委員「わかりました。」と呼ぶ〕

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか。

**山田勝委員**

（聴取不能）すればね、例えば同じ集落内にね、5キロのところもあればね、6キロ、7キロのところもあるじゃないですか。そのときは、どこを起点ですか。

**上野総務課長**

距離の算定につきましては、公民館から市役所までの距離というふうにさせていただいております。以上です。

〔山田勝委員「小さなことまで分からんから。」と呼ぶ〕

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか。

**山田勝委員**

市町村総合事務組合負担金、これは退職金なんですけど、ちなみに今ね、退職した職員に、退職手当は幾らだいたい払うんですか。いろいろ話があるものですからね、確認の意味で。最高、まあ最高よね。

**上野総務課長**

退職手当の平均というようなことでお尋ねでございました。25年度は、約2,200万円程度と試算をされております。ちなみにただいまの2,200万の金額は、定年退職者の平均額ということで御理解いただきたいと思います。

**山田勝委員**

平均額だということであれ、最高も最低もあるわけですが、最高、最低は教えてよ。だいて言わんで。だいてわからんたっで、どうせ。

**上野総務課長**

最高がですね、約2,670万。最低が約2,100万というようなことになります。（発言の訂正あり、26ページ参照）

## 山田勝委員

平均にいかんねと思といどん。やす言うたね。それはそれでいいですよ。わかりました。これは総支給額ですね。手取りじゃなくて。

## 上野総務課長

総支給額でございます。

## 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

## ○議案第26号 平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

次に、議案第26号を議題とし、審査に入ります。総務課長の説明を求めます。

## 上野総務課長

それでは、議案第26号、平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計予算につきまして御説明いたします。特別会計予算書の65ページをお開きください。第1条は、平成26年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ384万4千円と定めるものであり、平成25年度と比較いたしまして3万2千円の減額であります。

それでは、歳出から御説明させていただきます。72ページをお開きください。第1款事業費1項1目事業費382万7千円について、節ごとに主なものを御説明いたします。1節報酬1万9千円は、交通災害共済審査委員会の委員4人分の報酬であります。8節報償費36万円は、各区長に対する会費取りまとめ謝金であります。11節需用費19万3千円は、加入申込書印刷代などの消耗品が主なものであります。12節役務費19万6千円のうち、9万9千円は郵便料であり、9万7千円は金融機関に支払う窓口収納手数料であります。19節負担金補助及び交付金304万7千円は、会員の交通事故に係る見舞金298万3千円、交通災害共済システムに係る電算システムサポート負担金6万4千円が主なものであります。次に、第2款基金積立金1項1目基金積立金1万7千円は、主に基金利子分を見込み計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について主なものについて御説明をいたします。前のページ、71ページにお戻りください。第1款1項1目共済会費382万5千円は、75歳以上の高齢者の方を含め、1万2千人分の会費として見込み計上いたしましたものでございます。第2款財産収入1項1目利子及び配当金1万6千円は、基金利子を見込み計上いたしました。

以上で、説明を終わりますが、答弁につきましては、私と課長補佐並びに担当係長からさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

## 予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 牟田学委員

72ページですね、19節負担金補助及び交付金のこの見舞金ですけども、内訳というか死亡、重症とかそういうので金額が分かっているのでしょうか。

## 上野総務課長

はい。委員からの御指摘のとおり、それぞれ事故の種別によって見舞金の額が変わってまいります。

## 牟田学委員

今それがわかりますか。

#### 尾塚行政係長

死亡の場合が、1件100万円。入院の場合が、1日1,000円。通院の場合が、1日800円です。

[牟田学委員「了解」と呼ぶ]

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第26号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退出、総務課消防係入室)

### ○議案第23号 平成26年度阿久根市一般会計予算

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

次に、議案第23号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。消防参事の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いいたします。

#### 花田消防参事

先の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算のうち、総務課消防係所管に関する事項について御説明申し上げます。

予算書の103ページをお開きください。歳出からその主な事項について御説明申し上げます。第9款1項消防費1目常備消防費は、3億2,386万8千円であり、平成25年度における救助工作車の購入経費等の減により、対前年度4,761万5千円の減となっております。18節備品購入費6,213万3千円は、平成7年度に購入した消防ポンプ自動車を更新するものであり、元氣臨時交付金を財源として活用するものであります。19節負担金補助及び交付金2億6,161万5千円は、阿久根地区消防組合への負担金であります。2目非常備消防費1億179万1千円は、元氣臨時交付金等を財源とする消防車両等の購入経費の増などにより、対前年度4,468万9千円の増となっております。1節報酬1,201万2千円は、消防団員224人の報酬であります。5節災害補償費204万4千円は、消防団員の遺族補償年金及び療養、休業補償費であります。8節報償費530万8千円は、消防団員退職報償金500万円の見込み計上が主なものであります。9節旅費1,835万4千円は、消防団員の費用弁償1,824万1千円が主なものであります。13節委託料48万円は、廃棄物収集業務及び防火水槽整備用地取得のための測量設計に要する経費であります。17節公有財産購入費は、防火水槽整備に係る用地取得費であります。18節備品購入費4,872万9千円は、コミュニティ助成事業の中の地域防災組織育成助成事業の一つである女性消防隊育成助成事業を活用しての可搬消防ポンプなどの資機材の整備、元氣臨時交付金の活用による消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ5台、小型動力ポンプ積載車2台の購入経費が主なものであります。19節負担金補助及び交付金604万1千円は、鹿児島県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退職報償金や公務災害補償等の掛金などの負担金が主なものであります。28節繰出金272万6千円は、消火栓の4基の新設及び149基の維持管理経費として簡易水道特別会計に184万7千円、同じく、消火栓1基の新設及び293基の維持管理経費として水道事業会計に87万9千円をそれぞれ繰り出すものであります。

3目水防費は、前年度同額の50万円ではありますが、補修用資材等の購入経費として計上



したものであります。4目災害対策費788万3千円のうち、消防係所管分は、108万6千円であり、対前年度3千円の増であります。1節報酬から8節報償費は総務課所管分であります。9節旅費49万8千円のうち、消防係所管分は47万円であり、災害時の費用弁償を計上したものであります。11節需用費143万8千円のうち、消防係所管分は、10万8千円であり、燃料費、食糧費がその主なものであります。12節役務費、13節委託料、16節原材料費から19節負担金補助及び交付金は総務課所管であります。14節使用料及び賃借料54万円のうち消防係所管分は50万円であり、災害時における重機等の借り上げ料を計上いたしました。

27ページにお戻りください。歳入について申し上げます。第14款県支出金3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金6万1千円のうち、消防係所管分は2万円であり、火薬類取締法に関する県からの権限委譲に伴う事務交付金であります。31ページになります。第19款諸収入5項4目雑入2節団体支出金2,867万8千円のうち、消防係所管分は、説明欄の消防団員遺族補償年金194万4千円、消防団員公務災害補償金10万円、消防団員退職報償金500万円であります。消防団員遺族補償年金は、該当者1名に対する給付金であり、消防団員公務災害補償金は科目設定、消防団員退職報償金は見込み計上したものであります。33ページになります。20節雑入6,371万1千円のうち消防係所管分について申し上げます。説明欄の上から4行目の原子力立地給付金136万3千円のうち、消防係所管分は5万7千円であり、消防団詰所等に係るものであります。下から13行目の県消防協会火災共済制度出資金割戻金5万円は見込み計上したものであります。同じく、下から7行目の地域防災組織育成助成事業助成金100万円は、コミュニティ助成事業の一つである地域防災組織育成助成事業の中の女性消防隊育成助成事業の定額補助100万円であります。34ページになりますが、第20款1項市債8目消防債1,550万円は、消防車両更新等に要する借入資金であります。

以上で説明を終わります。なお、質疑に対する答弁については、私、担当係長が御説明申し上げます。よろしくお願ひします。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

参事の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

#### 牛之濱由美委員

歳出104ページ、9款1項2目のですね、17節、今消防長の説明でこの購入財産購入費で、防火水槽の用地設置のための買収ということで理解しましたが、場所を教えてください。

#### 花田消防参事

赤瀬川地区の大尾地区を予定しているところでございます。以上でございます。

#### 牛之濱由美委員

それでは、予定されている規模ですね、それを教えてください。

#### 花田消防参事

まだ、面積については確定しておりませんが、40トンの防火水槽が入るスペースの購入を予定しているところでございます。

[牛之濱由美委員「了解しました」と呼ぶ]

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 大田重男委員

1点だけ質問いたします。9款1項2目の8節報償費なんですけど、中で団員の退職報償

金ですね、これは5年以上勤めていないと出ないんですけど、去年も500万なんですよね。26年度から一律5円ほど上がるんじゃないかなかったですかね。

#### 花田消防参事

この500万円につきましては、3月31日現在の退職者に支払うお金でありまして、毎当初予算においては、今までの実績等を踏まえまして500万円ということで、定額で見込み計上しております。当然、退職者の増減によりまして額は変わってまいります。以上でございます。

[大田重男委員「わかりました。」と呼ぶ]

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 山田勝委員

常備消防でね、阿久根消防組合の阿久根市の職員が何人いるの。

#### 花田消防参事

現在34名でございます。

#### 山田勝委員

阿久根市の職員数の中に、一般会計の職員数の中に入っているの。

#### 花田消防参事

この一般会計の予算の中の人数には含まれておりません。

#### 山田勝委員

なかなかね、この問題については、簡単に解決する問題じゃないんだけどね、実際は地方交付税のね、人件費の中には消防費の中の人件費、2億7,647万で計上してあるんですよ。地方交付税の中にですよ。いつもこう思っているんですが、地方交付税の中には入っているのにもかかわらず、そして、消防署の職員は、阿久根市の消防署の職員は、阿久根市の消防署の職員じゃないですね。阿久根市の職員を派遣しているちゅう感じでしょう。そういう中で入ってない。お金は入っているけど、人件費としては計上されないというのがね、どうも腑に落ちないんだけど。これをあんたにどれだけ言ったってわからない話ですけど、現実には阿久根市の職員でありながら、一般会計の中の予算にありながら職員数の中に入っていないとこういうことでしょう。

#### 花田消防参事

阿久根地区消防組合は、特別地方公共団体でありまして、阿久根市の職員ではありませんので、派遣ということでもありますけれども阿久根地区消防組合の職員ですので、当然阿久根市の一般会計の予算には含まれていない、こういうことだろうと考えております。

#### 山田勝委員

この話をどれだけ話をしたって、話はずかないんだけど、どうも私の考え方からすればですね、一般会計の中の予算にありながらですよ、しかも阿久根市の職員を派遣している、かりにやったとしてもね、阿久根市の一般会計の予算であることに変わりはないでしょ。ところが、その中で予算は、人件費としては取り上げられていない人数としても一般会計の中ではとりあげられていないということは、どうも私としてはね、納得のいかないんだけど、監査委員がいうようにそういう決まりですと言えば、もうどうしようもできんとよな。

#### 花田消防参事

採用については、阿久根市職員として採用されておりますけれども、派遣ということでは身分上は特別地方公共団体である阿久根地区消防組合の職員ですので、当然、阿久根市の職員の欄には入っていない。こういうことだろうと思います。以上でございます。

## 山田勝委員

この話はね、どれだけ話をしたってね、片がつかない話とわかっていながら、わかっていながら言うんだけど、まったくのね隠してある人件費だと思うから言うんですよ。

## 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、総務課消防係所管の事項についての審査を一時中止いたします。

（総務課消防係退出）

ここで総務課の質問において、答弁の訂正があるとのことですので、発言を許可いたします。

（総務課入室）

## 上野総務課長

お許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。先ほど山田委員のほうから定年退職者の平均額についてのお尋ねでございました。その後にご覧の中で最高と最低の金額をということで、お尋ねがありまして最低の金額を御報告をさせていただきましたけれども、今回の定年退職者の中に極端に勤務年数の少ない職員がおりまして、私先ほど約2,100万程度というふうに申しましたけれども、この額に誤りがございました。ただいま申しましたとおり極端に勤務年数の少ない職員の最低の部分につきましては、金額がある程度明らかになりますものですから、まことに申しわけございませんけれども数百万程度ということで、ぜひ御理解をいただきますようお願いをしたいと思います。

[発言するものあり]

どうか、額に関しましては、個人が特定をされることがございますものですから、どうか額については数百万程度ということで御理解をいただきたいと思います。おわびをして訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

[発言するものあり]

先ほどの平均につきましてはですね、ただいま申しました極端に勤務年数の少ない職員の退職金も含めた平均ということで算定をした額でございますので御理解ください。以上です。

（総務課退出、税務課入室）

## 予算特別委員長（岩崎健二委員）

次に、議案第23号中、税務課所管の事項について審査に入ります。税務課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容等について、簡潔明瞭をお願いいたします。

## 川畑税務課長

議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計当初予算のうち税務課所管に係る歳入歳出予算について、歳入予算の主なものから御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。まず、市税の総括的なことから御説明いたします。市税は、市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の5税目で、平成25年度収入見込額等から計上しました26年度の総額は、18億3,362万1千円であります。これは前年度に比べ4.30%、7,566万2千円の増で、歳入総額に占める構成比率は、前年度より0.08ポイント減の16.56%であります。

それでは税目ごとに御説明いたします。17ページをお開きください。市民税のうち個人分は、5億7,083万7千円で前年度に比べ2,913万3千円の増であります。これは、現年課税分については、調定見込額5億6,691万7千円に対し、徴収率を99%に目標

設定したものであります。調定見込額5億6,691万7千円は前年度に比較して、2,796万3千円、5.19%の増であります。増額の主な理由は、平成25年度収入見込から推計した26年度見込額の増加に加え、市民税の均等割額を防災施策のための自主財源確保を目的に、一人当たり500円引き上げることによるものであります。法人市民税は予算額1億1,490万2千円で、前年度に比べ712万9千円の減であり、現年課税分については調定見込額1億1,445万2千円に対し、徴収率を100%に目標設定したものであります。

次に、固定資産税のうち、土地・家屋・償却資産に係る純固定資産税の25年度収入見込額等から推計した予算額は8億8,019万7千円で、前年度に比べ5,471万6千円の増であります。現年課税分については、調定見込額8億9,253万3千円に対し、徴収率を97%に目標設定したものであります。現年分の調定見込額8億9,253万3千円につきましては、土地を2億7,286万1千円、家屋を4億5,621万7千円、償却資産を1億6,345万5千円、前年度比6.95%の増と見込んだものであります。国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算額1,491万2千円で前年度と比べ1万4千円の減であります。

軽自動車税は予算額6,665万4千円で、前年度に比べ97万1千円の減であります。現年課税分については、調定見込額6,707万6千円に対し、徴収率を98%に目標設定したものであります。なお、軽自動車税の増税については、平成27年度からを予定しており、26年度については25年度と同じ税率で計上してあります。

市たばこ税は予算額1億8,375万4千円で、売渡本数は約3,600万本、徴収率は100%を見込んでおり、前年度に比較し29万9千円の増であります。入湯税は予算額236万5千円であり、宿泊、休憩者合わせて入湯客数17,100人、徴収率100%を見込んでおります。前年度に比較し37万2千円の減であります。

次に18ページをお開きください。第3款利子割交付金は予算額140万円で、前年度に比べ242万円の減であります。これは県に納入された県民税利子割額から、徴収取扱費相当額1%を控除した後の金額の5分の3が市町村へ交付されるものであります。第4款配当割交付金は予算額300万円で、前年度に比べ30万円の減であります。これは、県内に住所を有する個人で、一定の上場株式等の配当等の支払を受ける方々の配当割収入額から、徴収取扱費相当額1%を控除した後の金額の5分の3が市町村へ交付されるものであります。第5款株式等譲渡所得割交付金は予算額40万円で、前年度に比べ17万円の増であります。これは県内に住所を有する個人で、所得税において源泉徴収を選択した特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける方々の株式等譲渡所得割収入額から、徴収取扱費相当額1%を控除した後の金額の5分の3が市町村へ交付されるものであります。

次に21ページをお開きください。第12款2項1目2節徴税手数料239万8千円は、納税証明など各種証明書及び市税督促手数料であります。次に27ページをお開きください。第14款3項1目2節徴税费委託金2,610万円は、地方税法第47条、地方税法施行令第8条の3の規定により、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行うための徴税取扱費として、県から市に交付されるものであり、個人の県民税に係る納税義務者数に3千円を乗じた額を見込んだものであります。

次に30ページになります。第19款1項1目1節延滞金については、150万円を見込んでいます。

以上で、歳入の主なものについての説明を終わりますが、貴重な自主財源である市税の収納率向上については、引き続き夜間徴収等による徴収体制の強化、搜索・差押え等の滞納処

分の徹底とあわせ、公平・公正な課税により納税者の方々の理解を得ることに努めていきます。

引き続き歳出予算の主なものを御説明いたします。予算書の48ページをお開きください。第2款総務費2項徴税費1目税務総務費の当初予算額は、7,496万1千円で、前年度と比較し571万1千円、7.08%の減となっており、内訳については2節給料3節職員手当等4節共済費で、職員12名分の人件費であります。2目賦課徴収費の当初予算額は、2,809万8千円で、前年度と比較し691万6千円、19.75%の減となっております。減額の主な理由は、平成27年度が固定資産税の評価がえの年であることから、平成25年度に実施した3年に一度の標準宅地鑑定評価委託料の当初予算額721万8千円が26年度は計上不要になったためであります。

内容の主なものについて御説明いたします。1節報酬495万7千円は、市税等収納嘱託員1名と税務窓口事務等嘱託員2名の雇用に伴う人件費であります。4節共済費83万4千円は、嘱託員3名の雇用に伴う社会保険料であります。7節賃金31万9千円は、市県民税特別徴収課税事務補助臨時職員雇用時の賃金であります。8節報償費526万円は、市税の取りまとめに対する各区などへの納税報奨金520万円が主なものであります。9節旅費18万1千円は、県内外出張徴収、税制改正説明会、家屋評価実務研修会等の旅費であります。11節需用費276万1千円は、納付書や納付書送付用窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。12節役務費397万2千円は、郵便・電話料・金融機関窓口収納及び預貯金口座振替手数料であります。13節委託料85万4千円は、地籍維持管理システム保守点検業務及び標準宅地時点修正率算定業務並びに地方税における申告や給与報告書の提出等の手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムであるL T A Xの次期更改に対応するためのシステム改修業務の委託料であります。14節使用料及び賃借料130万4千円は、年金特別徴収に係る地方税電子申告支援サービス使用料及び国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金65万6千円は、地方税電子化協議会等の運営負担金、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業に対する負担金及び阿久根市青色申告会への補助金が主なものであります。23節償還金利子及び割引料700万円は、法人市民税の確定申告による予定納税分等の過納金の還付金及びその加算金などであります。

以上で、説明を終わります。答弁につきましては、私、並びに担当係長が答弁しますので、よろしく願いいたします。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

#### 出口徹裕委員

17ページの1款3項1目軽自動車税なんですけど、今いろいろエコな車が進んできてるわけなんですけど、全体的に軽自動車の登録している台数というのは、近年どのような形になっているのでしょうか。

#### 川畑税務課長

平成25年度当初の見込みが1万3,367台、これは原付から軽自動車全部、4輪乗用まで含めて見込んでいまして、最新の状態で1万3,103台が平成25年度の課税の状況であります。前年までは少しずつ伸びてきてたんですが、ことしは若干とまった感じがあります。来年度の当初の見込みとしましては、ほぼ同数を見込んでいます。

#### 出口徹裕委員

4輪のトラクターとか、そういったようなものの、例えば、路上を走った場合はある程度

付けることになってるかと思うんですが、農業されてる方にそれを締めつけることになるかもしれないんですが、よく見ると随分長い距離をナンバーをないままに走られるのもよく見るなと思ってるところなんです、例えばそういったものについて何か指導とかですね、そういったようなものをしたりとかというのがあったりするんでしょうか。

#### 川畑税務課長

現状ではそういう調査は行っていないのが実態であります。道交法では、そういう道路を通るのは課税をするようになっているんですが、実際は調査を行っていません。トラックなんか載せていかれる分はかからないですけど、今のところ調査を行っていない状況であります。

#### 出口徹裕委員

税務課というところは、予算書を見ていくと基本的には税を徴収して、このものが基本的にいろいろなものに使われていく重要な課だと思っているんですが、そういったようなところで、やはり一般企業に例えて言いますと、どうやってお金を払うもの払うもので、しっかりと出してもらうというところは重要なところだと思うんですね。ですから、そういうところについてもですね、もし指導ができるのであれば、やはりやっていくべきではないのかなと思ったりもするところですが、それについて何か御意見ないでしょうか。

#### 川畑税務課長

ほかの方との実際にまじめに登録されて、農耕でも払っている方との公平性もありますので、今後その調査については検討して見たいと思います。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 大田重男委員

48ページの2款2項2目1節の報酬ですけど、市税等収納嘱託員一人とあるんですけど、私が聞いたところでは非常にこの人が優秀ですね、収納率が上がっているという話を聞いているんです。だから、今一人だけ、今後ですね、あと一人ですね、一人ぐらい私は採用してもいいのかなという気もしたんです。だから、今の一人ですね、十分ですかね。

#### 川畑税務課長

一般会計で計上しているのがお一人で、あと国民健康保険特別会計でお一人みているので、実際は2名であります。

[大田重男委員「わかりました。」と呼ぶ]

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 山田勝委員

税のね、徴収率をね、よくするためにはね、税金を払う市民と税務課とのね、信頼関係が大事だと思うんですが、例えば、税金を納税したという証明書をね、さかのぼって発行するときに何年前までできるんですかね。

#### 川畑税務課長

5年は保存することになってますので、5年間はできます。

#### 山田勝委員

地方税法では5年ですよ。私かつてですね、15年払っている人が国家賠償法によって払うということをしたことがあるんですよ。それがそのマニュアルが残っていると思いますね、ただ私が今回言うのがですね、実は自分のひいじいちゃんぐらいの人のね、兄弟の土地がね、そのまま亡くなったのでずっとその土地を引き継いでいたんですよ。引きついどっ

たし、相続義務者じゃないのに市役所としてはその人が近くで耕作しているから、管理しているからということですとずっと税金を過去5、60年払ったというんですね。しかしながら、ところがこれを相続しようと思ってやってみたらですね、相続義務が発生しないので時効取得をせないかんとということで、時効取得をせないかんとするときですね、15年、50年税金を払ったという証明書がないんですね。ところが現実に払っていることも事実、そして周辺の方々もそういう方々管理していることも事実だけでも、その証明が出ないばかりにですね、裁判をするのにね、司法書士か弁護士かわからないんだけど、その証明料を50万証明料をはらってですね、税金をうまくやるというこういう話を聞いてですね、そんなことはね、余りにも大変なことだなと。むしろ税務課がですね、そういう事実を確認できたらね、税務課のほうで何とか発行できないのかなと思うんですが、その付近は検討も考えもしたことはないんですか。

### 川畑税務課長

地方税法では5年となっていますが、電算システムのデータの保有量に余裕がある限りは、保管したいと思いますので、そこは柔軟に対応していきたいと思います。

### 山田勝委員

そういうことであつたらいいんだけど、結果として地方税法で5年だという、ただそれだけの理由でですね、片や一方で、なら私たち専門家がですね、保証しますよということで50万も60万も取られるようであつたらね、何だこれはというふうになるのでね、そういうことのできるかもしれないということですので、一応了解します。ありがとう。

### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中 税務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(税務課退出)

ここで一時休憩します。

(休憩 13:55 ~ 14:05)

(企画調整課入室)

### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第23号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。企画調整課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容等について、簡潔明瞭にお願いします。

### 花木企画調整課長

議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算中、企画調整課所管の事項について御説明申し上げます。歳出から御説明いたしますので、予算書41ページをお開きください。

第1款総務費1項8目企画費の予算額は5,562万5千円であり、対前年比791万2千円、12.5%の減となっております。この主な理由についてですが、43ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金の説明欄に記載の地域づくり活動支援事業について、平成25年度の実績見込みを考慮して、本年度は1,300万円程度減額して計上したことが、この減額の主な理由でございます。ただし、本事業につきましては、本年度は補助の対象枠を拡大しているところであり、これについては後ほど御説明させていただきます。

それでは初めに、企画調整課における平成26年度の新規事業の説明をさせていただきます

す。まず、グループタクシー利用促進事業について御説明いたします。これは、これまで乗合タクシーの運行について、新規路線を開設して市民の方々の足の確保を図ってまいりましたが、乗合タクシーは公共交通機関として運行ルートや運行日時が決まっており、このサービスだけでは拾いきれない市民の方々のニーズがありました。今回、導入するグループタクシー利用促進事業は、駅やバス停など公共交通機関の乗り場から自宅までの距離が1キロメートル以上ある65歳以上の高齢者や障がいを持った方々を対象に、基本的には3人以上のグループ利用としておりますが、お一人でも利用できることとし、通常のタクシーを利用する場合のタクシー料金の助成を行うものであり、さまざまなニーズにお答えできるものと考えております。助成する金額は、自宅から公共交通機関の乗り場までの距離によって異なり、1キロメートル以上1.5キロメートル未満が300円、1.5キロメートル以上4キロメートル未満が500円、4キロメートル以上が700円としており、対象者お一人につき年間60枚のチケットを交付することとしております。

次に、平成25年度から実施しております地域づくり活動支援事業であります。先ほども御説明申し上げましたが、本事業の対象について、平成26年度はその枠の拡大を図ることとしております。現在、対象としている地域づくり活動は、区が行うものを対象としておりますが、平成26年度からは、各種団体が行う公益的な地域づくり活動もその対象とするものであります。これは、各地域においてさまざまな団体が地域おこしのための活動をされておりますが、これを支援することにより地域の活性化につなげるとともに、継続性のある地域づくり活動に展開していただくために行うものであります。また、補助金の限度額は、これまで年間10万円でありましたが、これを20万円に引き上げております。

次に、にぎわい交流館阿久根駅交流促進事業として、交流活動の拠点施設として整備した阿久根駅において交流促進を目的としたイベントを計画しており、鉄道の日が10月14日であることから、10月11日、12日に開催されるみどこい祭りに合わせて実施する計画としております。予算額は、講師やアトラクション出演謝金、旅費、広報チラシ印刷作成経費、テント借り上げ料などを含め105万6千円を計上しております。

次に、交流促進事業として、熊本県多良木町との交流事業であるブルートレインがつなぐ海のまち・山のまち交流事業を計画しており、鶴翔高校野球部と多良木高校野球部の親善試合によるスポーツ交流や海の子供たちと山の子供たちが交流を行う林海学校など体験学習、地域の伝統文化を相互に披露し合う交流事業や物産展への出展を相互に行う産業交流など、盛りだくさんのメニューを実施していく計画であります。

それでは、予算書の順に御説明いたします。予算書41ページにお戻りください。1節報酬98千円は、総合開発審議会委員7人分の報酬であり、7節賃金は、男女共同参画講座開催時の保育士賃金であります。8節報償費71万円は、アクネ大使に対する謝礼としての特産品代や次のページに記載のとおり、男女共同参画推進懇話会の出会謝金など説明欄記載のとおりであります。本年度は、新規に、にぎわい交流館阿久根駅交流促進事業として、阿久根駅において交流促進を目的としたイベントを計画しており、これに係る講演会の講師謝金やアトラクション等の謝金など20万円を計上しました。9節旅費252万円は、電源地域振興センター研修事業50万2千円、アクネ大使関係として34万8千円、定住促進対策事業関係のセミナー参加旅費37万8千円、広報・調査等対策交付金事業40万2千円が主なものであります。11節需用費292万2千円は、官庁速報32万4千円、華の50歳組レセプション関係105万円、広報・調査等事業関係15万5千円などのほか、本年度から新規に実施するグループタクシーの利用助成チケット印刷経費4万4千円やにぎわい交流館阿久根駅交流促進事業のチラシ印刷経費など33万5千円を計上いたしました。12節役務



費41万4千円は、郵便料及び電話料の通信運搬費が主なものであります。13節委託料283万2千円は、熊本県多良木町との交流事業である、海のまち・山のまち交流事業180万円、折口駅トイレの清掃管理業務委託費63万9千円と浄化槽管理業務委託費3万8千円、平成24年度に阿久根駅、牛ノ浜駅、折口駅に植樹した柑橘類の樹木の管理経費9万8千円、放射線量測定用のサーベイメータ校正費用18万3千円などが主なものであります。14節使用料及び賃借料35万1千円は、にぎわい交流館阿久根駅交流促進事業として開催するイベント時のテント借上料18万1千円、アクネ大使の方々の情報交換に係る会議や男女共同参画啓発事業などの会場使用料が主なものであります。18節備品購入費121万7千円は、広報・調査等交付金事業を活用して放射線量率測定用サーベイメータ1台、表面汚染測定用サーベイメータ1台、広報用のワイヤレスアンプやハンズフリー拡声器などを購入するものであります。19節負担金補助及び交付金4,078万6千円は、説明欄にあります各種協議会への運営負担金、黒之瀬戸大橋開通40周年記念事業に係る平成26年度分負担金や乗合タクシー運行事業、移住定住促進補助及び定住促進木造住宅建築補助、地域づくり活動支援事業などのほか、冒頭で御説明いたしました、新規事業として実施しますグループタクシー利用促進事業に係る補助金を計上しております。25節積立金376万円は基金積立金で、説明欄のとおりの内訳となっており、地域振興基金の306万円は、サテライト阿久根の地元協力金が主なものとなっております。

次に、52ページをお開きください。5項1目統計調査総務費の予算額は860万3千円であり、対前年比7万2千円、0.8%の増であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の給与費関係は、総務課所管ですので省略させていただきますが、7節賃金52万2千円は統計調査事務補助としての臨時職員の賃金であり、13節委託料は、市民所得推計に係る県統計協会への委託料8万2千円であります。2目基幹統計調査費の予算額は537万2千円であり、対前年比81万1千円17.8%の増であります。1節報酬400万9千円の主なものは、農林業センサス調査員報酬241万3千円、全国消費実態調査調査員報酬58万4千円及び経済センサス調査員報酬53万6千円であります。11節需用費88万2千円は、各統計調査の事務用品など消耗品が主なものであります。

次に、73ページをお開きください。第5款労働費2項2目働く女性の家管理費の予算額は399万千円であり、対前年比9万8千円2.4%の減であります。1節報酬178万8千円は、働く女性の家運営委員5人分の報酬4万6千円と、指導員1人分の報酬174万2千円であり、4節共済費29万4千円は、指導員及び管理人の社会保険料であります。7節賃金108万2千円は、平日は午後5時から午後9時20分まで、土曜日は午前9時から午後5時までの管理業務に係る管理人賃金95万2千円と市主催講座のときの託児に係る保育士の賃金13万円であります。8節報償費45万5千円は、定期講座の講師謝金であり、前期4講座、後期4講座並びに短期講座等を予定しております。18節備品購入費1万5千円は、電子レンジ1台の買い換えを予定しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書21ページにお戻りください。第12款使用料及び手数料1項8目1節労働使用料80万円は、働く女性の家使用料を計上したものであります。次に、23ページをお開きください。

第13款国庫支出金2項1目1節総務管理費補助金720万円は、社会資本整備総合交付金であり、うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画に基づく3・6・2阿久根港本通線、琴平南通り線及び3・4・7港潟線など街路整備事業に充当するものです。

次に、25ページをお開きください。第14款県支出金2項1目1節総務管理費補助金7,714万4千円は、原子力研修会や広報活動などの財源である広報調査等交付金200万円

と、電源立地地域対策交付金 7, 500 万円が主なものであります。なお、電源立地地域対策交付金は、保健センター及び働く女性の家駐車場補修等に 300 万円、農村環境改善センターの多目的ホール冷暖房機器取りかえなどに 630 万円、栽培漁業センター改修工事に 1, 710 万円、総合体育館ライン改修工事などに 880 万円、B & G プール改修工事に 3, 600 万円、学校給食センターのスチームコンベクションオープン購入に 380 万円を充当する予定であります。

次に、27 ページをお開きください。3 項 1 目 5 節統計調査費委託金 517 万 5 千円は、説明欄の内訳のとおりであります。主なものは農林業センサス費 293 万 3 千円、全国消費実態調査費 89 万 7 千円、経済センサス費 60 万 8 千円などであります。

次に、29 ページをお開きください。第 15 款財産収入 1 項 2 目 1 節利子及び配当金の中の企画調整課が所管するものは、上から 6 番目のふるさと創生基金利子 51 万 7 千円、次の人材育成基金利子 15 万 9 千円、下から 2 番目の地域振興基金利子 2 万 4 千円であります。

次のページをお開きください。第 16 款寄附金 1 項 1 目 1 節一般寄附金は、ふるさと納税によるあくね応援寄附金を 15 万円計上しております。

次に、33 ページをお開きください。第 19 款諸収入 5 項 4 目 20 節雑入であります。主なものとしましては、下から 8 番目にあります場外車券売場設置市地元協力金 290 万円を計上しております。また、一番下にあります乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金については、乗合タクシー運行に係る国庫補助金が平成 26 年 11 月ごろ確定し、年度末に事業者に直接支払われることから、市が負担していたこの補助金額相当分が事業者から精算返納されるため計上したものであります。

次に、34 ページをお開きください。第 20 款市債 1 項 1 目 2 節企画債は、定住促進対策事業及び集落活性化対策事業の財源として、過疎債のソフト事業分を充当することから計上したものであります。

以上、主なものについて御説明いたしました。よろしくお願いたします。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

#### 出口徹裕委員

43 ページの 2 款 1 項 8 目の 19 節ですね、地域づくり活動支援事業のことで拡充をするということなんです。例えばですね、PTA とかでもいろいろ取り組みをしていく中で地域を盛り上げる活動をやっている場合があるんですね。三笠中学校で言えば高齢者の方に花を、訪問して花を配るというのをしてたんですけど、最近年齢層が、高齢者の方がふえてきていて、なかなか追いつかない、予算的にも追いつかないということで年齢を上を上げた。今までもらった人が今度は寂しい思いをしているという話を聞いたりしたんですけど、こういったような PTA とかの事業についても使えるのかどうなのか、お聞かせください。

#### 花木企画調整課長

この補助金につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、各種団体において公益的な事業を行う方々に対して補助するものでありますので、PTA という形でそういう団体が公益的な活動として認められる活動をされるということであれば、対象となるというふうになります。

#### 出口徹裕委員

わかりました。同じ節の中でこれ確認なんですけども、黒之瀬戸大橋開通 40 周年記念の、以前委員会の中でビデオを作成するということがあったんで、それが市民の方にも販売できないのかというのを以前してたんですけど、その後どうなったかというのをお聞かせ願えたら

と思いますが。

#### 花木企画調整課長

これにつきましては、DVDのほうを製作するというので、その事業を進めているところでございますが、製作会社とも協議は今進めておまして、どれぐらい製作するかについては、ちょっと枚数等まだ未定のところがあるんですが、販売するという点についても今後協議する必要があるのではないかといふうに考えております。今の段階では、まだその内容については確定はしておりません。

#### 出口徹裕委員

方向性としては、欲しい方もいらっしゃると思うので、そういった方向で、打診をしていってもらえるということによろしいですかね。

#### 花木企画調整課長

何らかの形でですね、希望される方々には配付できるような対応は取りたいとは考えております。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 中面幸人委員

課長の説明を聞き漏らしたのかなと思ってるんですけど、予算書の42、43ページになりますが、2款1項8目のですね、この中の節の中で、例えば地域づくり活動支援事業というのが組み込まれておりますけど、これの説明を受けてないんですけど、この私がもらっている予算書の案の概要の中にですね、16ページになりますけど、第5の地域の活性化支援の拡充というところで、一番目の上に地域づくり活動支援事業、拡充として220万円組み込まれているんですけど、この説明はございましたでしょうか。

#### 花木企画調整課長

26年度に実施いたします対象範囲を広げたというふうに説明しておりますけども、各種団体ですね、その中で各種団体におかれては様々な活動があると思います。例えば地域の衛生環境を向上させるとかですね、例えば地域の伝統文化について継承するための活動行うとか、いろんな団体活動があると思うんですけど、このすべてを企画課のほうで対応するというのではなく、その分野分野においてですね、所管する課がその補助金は交付できるように予算付けをしてあります。そういうことから、市民環境であったりとか、例えば生涯学習であったりとか、いろんな各種所管する分野においてその地域づくり活動支援補助金という補助金を予算付けしてございますので、そちらのほうで補助を受けるという形になります。この220万円につきましては、そういう拡充されたものの総額が220万円というふうになっているところであります。企画においては、10,316千円を予算化している、計上していると、そういうことになります。

#### 中面幸人委員

今聞いてわかりましたけども、この拡充の部分のさっき言われたいろいろな団体等で支援を受けられる分の220万と、例えば企画が予算化している10,316千円、これを合わせた形ということでございます。だから、各所管の中で220万は組み込まれているという形で考えていいわけですね。

#### 花木企画調整課長

そのとおりでございます。

[中面幸人委員「了解しました。」と呼ぶ]

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 牛之濱由美委員

41ページ、2款1項3目企画費ですね、8節の報償費の中ですけども、わずかな金額ではあるんですけども、謝金の中でアクネ大使への謝礼ということで、昨年からしたら約倍近くにはなっていると思うんですけど、昨年在10万8千円ぐらい、これは人数がふえたということでしょうか。

#### 花木企画調整課長

人数については現在そう増減はございません。25名になっております。この中でですね、阿久根のゆるキャラであります阿っくんとかですね、そういういろんなグッズがございまして、これについてアクネ大使の方々にもお送りして活用していただくということで、そういうものについて今回報償費の部分がふえているところでございます。

#### 牛之濱由美委員

課長の説明を聞いてちょっとびっくりしたんですけど、そういうグッズ等を大使の方にいろいろ送っていろいろ利用していただいて、阿久根のPRをしていただくということで、ここに謝金として計上されているということで理解してよろしいのでしょうか。

#### 花木企画調整課長

そのとおりでございます。

#### 牛之濱由美委員

次のページの同じ謝金ですね、わずかな予算ではあるんですけども、シークィーン阿久根の出会い謝金についてですけども、昨年在20万、26年度在10万ということで、出会の回数が減ったということですか。シークィーン阿久根出会。

〔「2万と1万」と呼ぶ者あり〕

すいません、2万が1万になった。

#### 花木企画調整課長

このシークィーン阿久根出会謝金につきましては、その下にありますにぎわい交流館の阿久根駅交流促進事業のときにですね、参加していただく謝金として1万円を計上しているところでございますが、今回はこのイベントのみということで1万円計上したところです。

#### 牛之濱由美委員

では昨年2万計上してあった分が、ことしは1万ということは、こちらのにぎわい交流のほうで活動していただくということで、そちらから出るということでとりあえず1万の計上ということで了解いたしました。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。  
(企画調整課退出、生きがい対策課入室)

次に、議案第23号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。生きがい対策課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いします。

#### 堂之下生きがい対策課長

議案第23号、平成26年度、阿久根市一般会計予算、生きがい対策課所管の主な内容について御説明申し上げます。まず、9ページをお願いします。

第3表地方債であります、上から4行目と5行目、「食」の自立支援事業と災害援護資

金貸付金について、起債により事業費の一部に充てようとするものであります。

それでは、歳出予算から御説明申し上げます。54ページをお開きください。3款民生費1項1目社会福祉総務費、本年度予算額5億6,018万1千円であります。このうち28節繰出金は健康増進課の所管であります。したがって、生きがい対策課の予算といたしましては、対前年度比1億3,896万2千円の増額で2億1,376万円です。増額の大きな理由は、19節交付金で、臨時福祉給付金に1億2,968万円を見込んでおります。これは、本年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、所得の低い方々への負担の影響をかんがみ、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものであります。この給付金支給に係る事務費としまして、7節賃金、11節需用費、12節役務費に必要経費を計上したほか、13節委託料に臨時福祉給付金申請書請求はがき等印刷封入業務と19節の負担金に、システム開発費として159万9千円を計上いたしました。この臨時給付金関係の費用は、合計で約1億4,100万を予定しております。このほか、主なものは職員9名分の人件費と各種団体への負担金及び運営補助金であります。13節委託料の社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務については、90万円を計上いたしました。昨年度は、初年度ということもあり300万円の計上でありましたが、平成26年度は、指導監査の対象となる法人が2カ所ということもあり減額したものであります。そして、18節備品購入費については、シュレッダーの購入費用を計上いたしました。

次に、2目心身障害者福祉費7億8,906万7千円は、対前年度比4,098万3千円の増額であり、障がい者の福祉サービスに関する経費であります。主なものについて申し上げます。56ページをごらんください。13節委託料であります。新規事業といたしまして、阿久根市障がい者計画等の策定業務295万7千円と、説明欄の下から2行目、障がい者支援区分認定調査業務6万8千円、そして、子ども発達支援センターこじか設計業務として994万3千円を計上いたしました。障がい者計画等策定業務は、平成24年3月に策定した障がい者計画及び第3期障がい福祉計画の計画期間を平成26年度までとしておりましたので、平成27年度からの新たな計画を策定するものであります。また、障がい者支援区分認定調査業務については、遠隔地にある施設に入所している障がい者の認定調査について、これまで職員2名で各施設に出向いて調査を行っておりましたが、施設に近いところにある相談支援事業所に委託しようとするものであります。子ども発達支援センターこじか設計業務については、現在の施設が老朽化していることから改築を予定しており、現施設の解体を含む設計業務委託費を計上いたしました。14節材料及び賃借料は、新たに51万9千円を計上いたしました。障がい福祉サービスの給付費については、国保連合会を通じて支払い事務を行っておりますが、その請求内容の審査までは十分にできていない状況であります。障がい福祉サービスは、たび重なる法改正に伴い、その請求内容も複雑化していることから、給付費の適正化と事務の効率化を図るため、障がい福祉サービス請求内容チェックシステムを導入しようとするものであり、そのリース料であります。19節負担金補助及び交付金は、主に障がい者団体等への負担金及び補助金が主なものであります。20節扶助費であります。7億3,060万9千円は、対前年度比2,585万8千円の増額であります。これらは障がい者の福祉サービス費であり、それぞれ平成25年度の実績に基づき計上いたしました。

58ページをごらんください。3目老人福祉費について御説明申し上げます。1節報酬と4節共済費は嘱託員の人件費であり、老人福祉センターの管理及び老人クラブの支援を行う老人専門指導員1名と、要援護者台帳の更新のため、ひとり暮らしの高齢者や老老世帯などを訪問する要援護者訪問相談員1名分であります。次に8節報償費であります。民生委員

と協力して地域の高齢者の見守り活動やいきいきサロン活動などを行う、在宅福祉アドバイザーの活動謝金が主なものであります。13節委託料の主なものは、「食」の自立支援事業に1,740万円、暮らし安心・地域支え合い推進事業に651万5千円を計上しました。暮らし安心・地域支え合い事業は、昨年引き続き阿久根市社会福祉協議会に委託して、在宅で生活する高齢者等の要援護者を地域住民の支え合い、ボランティア活動により地域全体で支える仕組みを構築することを目的に実施するものであります。18節備品購入費は、食の自立支援事業の配食用の軽自動車1台と食器乾燥機1台の購入費であります。いずれも、これまで修理をしながら使用してきましたが、消耗が激しいため、今回買い換えをするものであります。19節負担金補助及び交付金の主なものは、単位老人クラブ及び市さわやかクラブ連合会への運営補助及び長寿祝金であります。20節扶助費の老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の措置費であり65名を予定しています。なお、低所得者利用者負担対策事業と28節繰出金は、健康増進課の所管であります。

60ページをお開きください。5目老人福祉センター管理費であります。前年度比53万6千円の増額になっておりますが、老人福祉センターを高齢者の健康づくり、生きがいくりの拠点施設として活用していくために、施設の環境整備を図るものであります。13節委託料に産業廃棄物処理業務を24万7千円で計上いたしました。これは、以前使用していた重油の地下タンクがそのままになっておりましたので、それを廃止しようとするものであります。15節工事請負費368千円は、屋外にある機械室の照明設置工事費であり、18節備品購入費8万3千円は、研修室用のホワイトボードを購入しようとするものであります。続きまして、6目地域福祉対策費であります。25節積立金は科目設定のみであります。

次に、61ページをごらんください。3款2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、対前年費で1,181万2千円の減額であります。主なものについて御説明いたします。1節報酬は、子ども・子育て会議委員の報酬と家庭相談員2人の報酬であります。2節給料は、児童対策係職員3人と子育て支援センター系の職員2人の計5人分であります。7節賃金は、児童対策係事務補助臨時職員1人と子育て支援センター管理系の保育士臨時職員1人分であります。8節報償費、出生祝い商品券は、25年度の実績から推計して、第3子の出生を多めに見込み79万円の増で、867万円を計上いたしました。62ページをお開きください。

13節委託料であります。子ども・子育て支援計画策定業務として230万5千円を計上しました。これは、平成26年度までに市町村子ども・子育て支援計画の策定が義務づけられたことによるものであります。相談支援事業は、引き続き子どもと家庭に関する相談を毎月1回開催する予定で62万6千円を計上いたしました。18節備品購入費、マット8万6千円は、子育て支援事業に使用するセラピーマットを購入しようとするものであります。20節扶助費のうち、児童扶養手当については、父親または母親のいない家庭や父母のどちらかが一定の障がい状態にある家庭に支給されるものです。実績に基づき約1,400万円減の1億2,377万5千円で計上しました。ひとり親家庭医療費助成事業及び子ども医療費助成事業についても、実績に基づき計上しております。児童入所施設措置費は、現在1世帯が入所しておりますが、前年度に比べて302万9千円増の659万3千円を見込んでおります。23節償還金利子及び割引料の国庫負担金及び国庫補助金精算返納金150万円は、平成25年度において母子家庭等対策総合支援事業の実績がなかったことから、返納するものであります。

次に、2目児童措置費については、前年度に比べて1,319万8千円増の3億2,959万8千円であります。平成26年度は、消費税の引上げに際し子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時特例的な措置として子育て世帯臨時特例給

付金が支給されることから、その経費を計上したものであります。3節職員手当等から7節賃金までは、特例給付金支給事務に係る臨時職員の人件費が主なものであり、12節役務費も、申請、通知に係る郵便料金及び振込手数料等であります。19節負担金補助及び交付金のうち、システム開発等負担金40万円は、特例給付金支給事業のパッケージ導入費用であります。交付金の子育て世帯臨時特例給付金は、児童一人当たり1万円で、対象児童数を2,100人と推計して、2,100万円を計上いたしました。子育て世帯臨時特例給付金関係の費用は、全体で2,329万5千円となっております。20節扶助費は児童手当であります。児童数の減少により、前年度に比べて約1千万円減の3億622万5千円であります。

次に、3目保育所費について御説明いたします。保育所費は、みなみ保育園の運営経費であります。前年度比454万7千円減の6,255万2千円であります。1節報酬は、看護士嘱託員1人、給食嘱託員2人、保育士嘱託員12人です。2節給料は、園長と主任保育士の2名分です。7節賃金は、保育士及び給食調理員の代替職員分として計上してあります。64ページをごらんください。17節公有財産購入費は、夏場の調理室の室温が上がるため、衛生管理、労働環境の両面から調理室内にエアコンを設置するように県の指導があったことから、天井カセット式のエアコンを設置しようとするものであります。18節備品購入費は、液晶テレビ2台とブルーレイプレーヤー1台の購入を予定しております。

次に、4目児童館費は主に放課後児童クラブの運営費であり、13節委託料に8カ所分、4,019万4千円を計上いたしました。18節備品購入費は、協本児童クラブ用に折りたたみ式テーブルを購入しようとするものであります。

5目保育施設運営費は、私立保育園に対する運営費や補助金であります。この4月から阿久根幼稚園内にあった託児所が、定員20名の認可保育所となる予定ですので、市内の私立保育園の数は7カ所となります。19節負担金補助及び交付金の保育対策等促進事業費は、前年度に比べて約580万円増額の4,521万4千円ですが、これは、各保育園で実施する延長保育、障がい児保育、一時預かり事業に係る補助金であります。20節扶助費は、私立保育園の保育所運営費であります。市内保育園7カ所及び継続して広域入所が見込まれる市外保育園3カ所の計10カ所分で計上してあります。前年度に比べて3,745万円増の4億7,430万8千円となっております。

次に、3項1目生活保護総務費は、職員4名分の人件費と生活保護に係る事務費であります。13節委託料のうち、電算システム改修業務については、86万4千円を予定しておりますが、生活保護法が改正されたことに伴うシステム改修費であります。66ページをごらんください。20節扶助費住宅支援給付金66万9千円は、新規に取り組む事業であり、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失またはその恐れのある方を対象に、原則3カ月間、家賃の補助を行い、再就職の支援を行うものであります。支給額は、生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額を上限として支給することになります。2目扶助費の予算は、生活保護受給者に対する扶助費であります。生活保護受給者の増加に伴い、前年度に比べて2,740万7千円の増額であります。内訳は医療扶助1,200万円、生活扶助約1,000万円、介護扶助が約290万円、住宅扶助が約100万円の増額となっております。また、就労自立給付金として55万円計上しております。これは、平成25年12月の生活保護法改正により創設されたもので、安定した職業に就いたことにより、保護を必要としなくなった者に対して、就労自立給付金を支給するものであります。平成26年7月1日以降に保護廃止された者から支給対象となります。当初予算編成の算定基礎となる10月時点の保護世帯数は、平成24年度は159世帯、216人でありましたが、平成25年10月には、172世帯、235人と、13世帯、19人増加しております。生活保護法

の改正の趣旨に基づき、保護の適正実施にあわせて、保護受給者の自立に向けての支援に努めてまいります。

4項1目災害救助費20節扶助費の補助事業分750万円は、国の災害救助法に基づく災害見舞金であり、市内で5世帯以上の住居滅失があるような大規模な自然災害等により、その世帯の生計維持者が死亡した場合に災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合に災害障害見舞金として250万円を支給するものです。単独事業分48万円については、死亡見舞金30万円のほか、住家の全焼、流失、全壊、半焼、半壊、床上浸水等に対する見舞金であります。

次に、73ページをお願いします。5款労働費2項1目労働諸費19節負担金補助及び交付金の補助金、高齢者労働能力活用事業1,190万円は、シルバー人材センターへの補助金であります。

次に、125ページをお開きください。13款諸支出金1項1目災害援護資金貸付金21節貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合で、世帯主が重症を負った場合や住居の全壊や半壊等があった場合、申し込みにより貸し付けを行うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。19ページをお願いいたします。11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済の本人負担分60万7千円と老人保護措置費であります。老人保護措置費2,422万5千円は、養護老人ホームへの措置人員65人分の本人と扶養義務者の一部負担金であります。2節児童福祉負担金5,617万円の主なものは保育所運営費であり、公立保育園1カ所と私立保育園の入所児童に係る保護者負担金で、いわゆる保育料であります。

次に、22ページをお願いします。13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金3億2,820万6千円は、説明欄記載の事業に対する負担金であり、自立支援医療費、補装具給付費、介護給付費、訓練等給付費の事業については、事業費の2分の1を国が負担分するもので、前年度に比べて1,300万円ほど増額になっております。2節児童福祉費負担金2億2,336万8千円のうち、保育所運営費1億7,881万4千円は、私立保育園分の保育所運営費であり、国の負担は2分の1であります。児童扶養手当4,125万8千円は、国が3分の1を負担するものであります。児童入所施設措置費329万6千円については、国の負担は2分の1であります。3節児童手当給付費負担金2億1,163万9千円は、児童手当に係る国の負担金であります。4節生活保護費負担金3億1,806万1千円は、生活保護費の国庫負担金で負担率は4分の3であります。

次に、13款2項2目民生費国庫補助金であります。1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業1,210万9千円については、統合補助金として定額の2分の1を補助されるものであります。臨時福祉給付金給付事業費1億4,104万3千円は、事務費も含めて全額国庫補助であります。2節児童福祉費補助金2,487万3千円のうち、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費2,337万3千円は、事務費を含めて全額国庫補助であります。3節生活保護費補助金60万6千円は、生活保護適正実施推進事業費に対する補助金で全額国庫補助であります。

次に、24ページをお開きください。13款国庫支出金3項委託金2目民生費委託金の2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費4万3千円であります。14款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金を除いたものが生きがい対策課分であります。主に障害者自立支援事業に対する負担金であり、自立支援医療費、補装具給付費、介護給付費、訓練等給付費の各事業に充当するもので県負担は4分の1であります。2節児童福祉費負担金9,105万5千円は、私立保育園の運営費及び児童入



所施設措置費に充当するもので県の負担は4分の1であります。3節児童手当給付費負担金4,729万1千円は、児童手当に係る県負担金であります。4節生活保護費負担金214万円は、行路病人医療費は全額県負担、居所不明者分扶助費は、県負担は4分の1です。6節災害救助費負担金562万5千円は災害見舞金に充てるもので、県負担は4分の3であります。次に、14款2項2目民生費県補助金ですが、1節社会福祉費補助金では、重度心身障害者医療費助成事業費3,120万円が主なものであります。これは、2分の1を県が補助するものです。26ページをごらんください。2節児童福祉費補助金は、5,707万7千円ありますが、乳幼児医療費助成事業費、ひとり親家庭医療費助成事業費については、補助率2分の1、児童健全育成事業費は、放課後児童健全育成事業に充当するもので、補助率は3分の2であります。

保育対策促進事業費2,243万6千円は、各保育園で実施している延長保育事業に対する補助で補助率3分の2であります。3節生活保護費補助金153万2千円は、新規事業である住宅支援給付事業費及び就労自立支援事業費に係る補助金で全額国の負担であります。

次に、29ページをお願いします。15款財産収入1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金ですが、説明欄の上から10行目、基金利子、地域福祉基金1万2千円が生きがい対策課の所管であります。現在の基金残高は、5,986万2,290円であります。

次に、32ページをお願いします。19款5項4目雑入2節団体支出金のうち、国保連合会介護給付費交付金1,897万2千円ありますが、子ども発達支援センターこじかに係る事業の請求事務については、国保連合会を経由して行うためにその給付額であります。20節雑入の説明欄の上から4行目、延長保育事業利用料から、保育所職員給食費負担金までは、みなみ保育園での事業に係るものであります。3行飛びまして、相談支援事業他団体負担金は、障害者自立支援法の中の地域生活支援事業として、市町村に義務付けられている事業であり、長島町と共同実施している部分について、長島町の負担金118万3千円を受け入れるものであります。次の地域活動支援センター事業他団体負担金についても、社会福祉法人黒潮会に委託して長島町と共同実施しているもので、長島町の負担金288万9千円あります。次に33ページ、下から4行目の後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金229万2千円は、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。

次に、34ページをお開きください。20款市債1項2目民生債2節老人福祉債、「食」の自立支援事業債1,700万円は、「食」の自立支援事業、高齢者の訪問給食サービスのうち、調理関係費用について過疎債を活用しようとするものであります。5節災害援護資金貸付金債の350万円は、大規模災害発生時に対応するものでございます。

以上、生きがい対策課の所管に関する説明を終わります。質疑等への回答で、細かい数字など不足の点は担当係長に答えさせますので、あらかじめ御了承ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

一時休憩します。

（休憩 15：06 ～ 15：15）

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

## 出口徹裕委員

56ページの3款1項2目13節委託料の子ども発達支援センターこじかの設計業務についてなんですが、これについて入札方法とそれから設計の概要についてお聞かせください。

## 堂之下生きがい対策課長

入札方法については、一般指名競争入札であると思っております。概要については、私のほうもよくわかっておりません。すみません。

## 出口徹裕委員

概要というのは、ある程度どれくらいの平米で、どういうふうな形で、となりに例えばつくってやっていくとか、取り壊し、今現在のものを取り壊して、そのまま例えば、その位置に建てるとか、どういったようなことで考えているのかお聞きします。

## 堂之下生きがい対策課長

現在の施設を壊して改築というふうに考えています。現在の施設が部屋数が足りませんので、部屋数をふやして児童発達支援センターとしての機能がもてるような形での建設を考えております。

## 出口徹裕委員

現在の施設をそういったような形で取り壊すとなると、その間の運営についてはどのようなようになるのでしょうか。

## 堂之下生きがい対策課長

しばらくの間、ほかの公共施設をお借りして運営をするということになると考えております。

## 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

## 牟田学委員

59ページのですね、3款民生費1項社会福祉費の3目老人福祉費のですね、13節委託料の暮らし安心地域支え合い事業、緊急対応型ショートステイなんですが、ありますよね。これを詳しくどういうふうにするのか教えて。

## 堂之下生きがい対策課長

まず、暮らし安心地域支え合い推進事業でありますけれども、これは地域の支え合い体制をつくるために平成24年度から取り組んでいる事業でございます。今現在は、支え合いマップづくりをとおして各地域のニーズを掘り起こすというか、課題を見つけていっているという状況であります。ただ今後、それをまた生活支援の仕組みをつくっていききたいというふうに考えているところです。緊急対応型ショートステイ事業につきましては、緊急的にどうしても高齢者の虐待であったりとか、自宅にいれない状況が出た場合に緊急的にショートステイを行うというもので、そのときに施設に対する負担金でございます。

[牟田学委員「はい、了解。」と呼ぶ]

## 中面幸人委員

予算書の55ページ、3款1項1目19節ですね、交付金で臨時福祉給付金というのがございますが、先ほど課長の説明で消費税が上がることによる臨時給付金ということがございますが、これ具体的にですね、どんな方に支給されるのか教えていただきたい。

## 堂之下生きがい対策課長

非課税世帯を対象としております。一人当たり1万円の給付ということになっております。そして、対象者の家に高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者に対しましては、5千円の加算金がございます。ただ非課税ということ

でありまして、例えば、だれかの、高齢者であっても息子さんの扶養に入っていて、そちらで扶養に入っている方については、対象にならないということです。そういった課税状況を確認しながら給付することになっていきます。

#### 中面幸人委員

市内で何人ぐらい対象になっておりますか。

#### 堂之下生きがい対策課長

平成26年の1月1日現在の課税状況によって確定するんですけど、予算上は1万人を見込んでおります。

#### 中面幸人委員

これは、言わば、所管のほうでいろいろ調査した中でその対象者に支給する何か個人から申請するということじゃなくて、所管のほうで調査した上で支給されるということですか。

#### 堂之下生きがい対策課長

これは、申請に基づき給付することになっておりますので、全戸にこちらのほうから関係の案内の書類を送りたいというふうに思っております。申請が出された方について、私たちのほうでいろんな調査をいたしまして、確定をした方に振り込むということになっております。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 石澤正彰委員

わからないから、お聞かせください。25ページ、14款1項4節、生活保護費負担金のところでですね、言葉がわからないんですが、行路病人医療費というのは、どういうことなんでしょうか。

#### 堂之下生きがい対策課長

行路病人というのは、いわゆる行き倒れみたいな感じで、阿久根市内に住所がない方で、市内で倒れて病院に運ばれたという方がいらっしゃる場合にその医療費を支給するものがあります。

#### 石澤正彰委員

それとその下の居所不明者分扶助費を教えてください。

#### 堂之下生きがい対策課長

これも今生活保護を受けていらっしゃる方で、帰る住宅がない方でありまして、今現在、長期入院中の方で、もともと市営住宅等にいらっしゃるんですけども、それを引き払ってあるという方が居所不明者と、帰る家がないということで居所不明者という扱いをしています。現在2名の方が対象でいらっしゃいます。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 木下孝行委員

3款3項、

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ページを言ってください。

#### 木下孝行委員

66ページですね、扶助費です。就労自立給付金ですね、生活保護をもらっている方で、就職というか、就労が決まったという方に支給するということで55万円ですが、これ一人幾らというような数字があると思うんですが、どういう数字ですか。

### 堂之下生きがい対策課長

単身世帯の場合、一人10万円、複数世帯の場合、一人15万円を予定をしております。

### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

### 野畑直委員

56ページ、先ほど質問がありましたけれど、3款1項2目12節の子ども発達支援センターこじかの改築ということですので、考えておられるのは現在地だと思うんですけども、ほかに場所等の検討はされなかったのですかね。

### 堂之下生きがい対策課長

一応いたしましたけれども、土地まで求めるとなるとかなりの金額かかりますので、現在のほうがいいんじゃないかということで、現在地で建てかえをしたいというふうに考えております。

[野畑直委員「了解。」と呼ぶ]

### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

### 中面幸人委員

予算書の66ページのですね、3款3項2目、先ほど12番議員もちょっとありましたけれども、扶助費のところですね、先ほど課長の説明で平成25年度172世帯で235名ということでございましたが、この中でですね、例えば、若い人で再就職ができる人、それと年齢的に仕事は全くできないということになるかと思うんですけども、その割合みたいなものはわかりますかね。割合というか、人数でもよろしいですけども。235名の中で再就職できる方が何人とかですね。

### 堂之下生きがい対策課長

平成25年10月現在のデータですけど、その他世帯ということで私たちは区分をしておりますが、その世帯が29世帯ございます。この29世帯については、可能であるというふうに考えております。

### 中面幸人委員

もう一つ、その扶助費の中で住宅扶助というのがございますけれども、例えば、市営住宅等がございますよね、そういう方は、そういうところに優先的に入れるのですか。

### 堂之下生きがい対策課長

優先的ということではなくて、やはり、保証人がいたり、それまで税金の滞納がないことも確認しながらですので、保証人がある方については入っていただくということになっております。

### 中面幸人委員

例えば、過去にですね、税金の滞納等があったりしてですよ、例えば、夫婦高齢者の方が、夫婦生活をしとってですね、一方の男性の方が亡くなられて、本当に奥さんはいわば仕事もできない、収入も入ってこないという中で、そういう方は生活保護の対象者になるかと思うんですけど、もし滞納分があったりとかいう場合は、それはどういうことになるんですか。

[堂之下生きがい対策課長「市営住宅ということでもいいんですか。」と呼ぶ]

[中面幸人委員「あの。」と呼ぶ]

### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ちょっと休憩します。

(休憩 15:28 ~ 15:29)

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 猿楽児童対策係長

ただいまの御質問なんですが、恐らくは生活保護の受給者であって、しかも税の滞納があるという状況の方で、現在住んでいる私のアパートから市営住宅に移る際の移転ができるかという御質問でしょうか。

[中面幸人委員「はい。」と呼ぶ]

原則といたしましては、市営住宅につきましては、滞納のある方については入居はできないということになっており、それについての特例というのは、今のところございませんので、入居はできないというふうに思います。

#### 中面幸人委員

そうなった場合にですね、そんなら住宅扶助のほうで生活保護の対象になれば、この住宅扶助のほうでできるということによろしいんですか。

#### 濱崎保護係長

この住宅支援ですね、これについて生活受給者じゃなくて、

[複数人発言する者あり]

高いところから、安いところということですけども、生活保護の中に住宅扶助の1カ月の基準額というのがあります。一人世帯については、2万4,200円、二人世帯については、その1.2倍だったですかね、この範囲内であれば、なんと言いますかね、住宅扶助を支給することができます。

#### 中面幸人委員

その件については、わかりました。今ですね、高齢化が進んだ中でいろんな地域でですね、高齢の方が夫婦暮らしておった中で、急に亡くなられたりする場合ですね、当然、私がさっき言った例の中でですよ、そういう状況が発生したときに、例えばいろんな形で行政のほうにお世話になっておれば、包括支援センターとかそういう中で把握はできていらっしゃると思うんですけども、そういう場合はですね、やはり、集落の区長さんがいらっしゃいますから、そういうふうな行政のほうに連絡すればそういう形で手続きは取れると思うんですけど、それもやっぱりそういうふうには地域から区長さん方から所管課のほうに連絡という形がやっぱり、そういう形になるんですかね。

#### 堂之下生きがい対策課長

どちらかという民生委員さんからということになると思いますけれども、ただ生活保護につきましては、最後のセーフティーネットと言われておりますので、それまでのほかのいろんな方法はないかということをもろみなで考えていくようにしております。

#### 予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

#### 竹原恵美委員

こじかの設計業務委託です。56ページです。これはもう完成までの全体スケジュールは大体決まっているのでしょうか。

#### 堂之下生きがい対策課長

だいたいと言うか、平成26年度中に設計を済ませて、27年度に改築したいといふふうに考えております。

**竹原恵美委員**

27年度中完成ということでしょうか。

**堂之下生きがい対策課長**

はい、そのように考えております。

[竹原恵美委員「わかりました」と呼ぶ]

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか。

**木下孝行委員**

確認で私が答弁漏れかもしれませんので、確認のために、63ページですね、児童措置費の子育て世帯臨時特例給付金ですね、対象者が2,100人で一人1万円ということで、さっき聞いたんですけど。年齢制限、何歳から何歳までというのはあるわけですか。数の2,100人と、子供の数からすれば小学校ぐらいまでの数なのかなと思ったりするし、その対象になる年齢は何歳から何歳までですか。

**堂之下生きがい対策課長**

児童手当をもらっている方が対象となりますので、中学生までということになっております。

**予算特別委員長（岩崎健二委員）**

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課退出)

ここでお諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、本日はこれにて散会します。

あさっては午前10時より再開いたします。

(散会 15:36)